

令和2年3月中川村議会定例会議事日程（第2号）

令和2年3月10日（火） 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

3番 松澤文昭

- (1) (仮称)中川村農業観光交流センター（以下交流センター）の運営方針と組織形態及び将来ビジョンPART3について

8番 柳生 仁

- (1) 自然環境について  
(2) 交通について

6番 中塚 礼次郎

- (1) 新学習指導要領実施による小学校の英語教育とICT活用学習について  
(2) 道路改良について

7番 桂川 雅信

- (1) 気候変動危機を行政と村民の共同の力で乗り越えるために  
(2) 村の遺産を未来に継承するために積極的な保護を

5番 松村 利宏

- (1) 第6次総合計画について

1番 片桐 邦俊

- (1) 人口減少の抑制対策について  
(2) 天竜川南向地区堤防整備事業計画に伴う農地減少対応について  
(3) 消防団員確保に向けて

出席議員（10名）

1番 片桐 邦俊  
2番 飯島 寛  
3番 松澤 文昭  
4番 大原 孝芳  
5番 松村 利宏  
6番 中塚 礼次郎  
7番 桂川 雅信  
8番 柳生 仁  
9番 鈴木 絹子  
10番 山崎 啓造

説明のために参加した者

村長	宮下 健彦	副村長	富永 和夫
教育長	下平 達朗	総務課長	中平 仁司
会計管理者	半崎 節子	保健福祉課長	菅沼 元臣
振興課長	松村 恵介	建設水道課長	小林 好彦
教育次長	松澤 広志		

職務のために参加した者

議会事務局長 井原 伸子  
書記 座光寺 てるこ

# 令和2年3月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

令和2年3月10日 午前9時00分 開議

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

御参集御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

3番 松澤文昭議員。

○3番 (松澤 文昭) 私は、さきに通告した一般質問通告によりまして、12月定例会において時間切れとなった質問「(仮称)中川村農業観光交流センター(以下交流センター)の運営方針と組織形態及び将来ビジョンPART3について」ということで、12月定例会における質問内容につきましては、主に交流センターの事業内容、運営内容を中心に質問を行いました。今回は、続いて農業振興部の事業内容及び運営内容、12月定例会における村側の答弁における疑問点、交流センターの将来ビジョン等について村の考えをお聞きします。

まず、前回から続いて質問してまいりました交流センターの事業内容について、今回は農業振興部について伺いたいと思います。

まず、交流センターが担う農業振興部の業務内容について村の考えをお聞きします。

○振興課長 農業振興部につきましては、農地の利用調整、農業の担い手確保・育成、農地管理、経営や生産、労働力の支援、産地づくり事業等を予定しております。

交流センターの予定している事業内容につきましては、農業者に一番近く、難しく重要な業務と考えています。

また、これらの業務は収益を伴わない公益的な業務がほとんどで、村及び営農センターが進める事業となりますが、農機具シェアですとかスマート農業など新たな施策、また農業担い手育成などを直接行うなど、行政より農業者に密着した取り組みができるものと考えております。

設立当初から農業振興部を担うことは難しいというふうに考えておりますが、村や営農センター等が行ったほうがよい事業、また交流センターが行ったほうが効率的な業務内容等、すみ分けを行いながら課題解決に結びつくような活動を担うこととなります。

○3番 (松澤 文昭) 今、振興部の業務内容についてお話があったわけでありませけれども、先に、今若干話がありましたように、交流センターと営農組合機能と役割分担、それから機能統合について、もう少し内容をお聞かせ願いたいと思うわけでありませ。

○振興課長 営農組合の関係でありますませ、現在、農協で事務局のほうを担っていただいておりますませ、各種事業が推進されているところでありませ。組織の再編により事務局体制のほう心配されたわけですけれども、駒ヶ根にできました地域営農センターで引き続きになっていただけるといことになっております。

現在の営農組合組織につきましては、村の営農センターを企画組織として、実践母体の地区営農組合、実践班の集落営農組合が村の農業振興推進機構としております。まずは、営農組織を母体としませして農業振興を図りながら、今後、交流センターがそこへどのように関わるのがよいか、さらに、農業振興を進めるには交流センターの運営体制が整った時点で検討していくものというふうに考えておりますませ、両者の関与がプラスの効果を生むように、将来的には事務局機能を担うなど、関与する時期を見極めながら議論を進めていきたいというふうに思っております。

○3番 (松澤 文昭) 営農組合のこと、業務内容の分担につきましては今後検討を繰り返していくという内容の話だったわけでありませけれども、ちょっと先ほどの業務内容の中で、ちょっと私が個人的に思っていることと、ちょっと内容的に疑問に思っているところがありませ、特に、先ほどの話の中で、農用地利用調整業務だとか、農業担い手育成業務だとか、それから農地管理だとか、労働力支援等の業務を交流センターが担うというような話があったわけでありませけれども、本来は、これは、やはり役場の業務として、私は基本的に担うもので、収益の上がる業務じゃないと思っておるわけでありませ。したがって、これを交流センターがもしかして実施するという場合につきましては職員体制等について、村はどういうふうに考えておるかお聞きをしたいと思うわけでありませ。

○振興課長 村では7月1日付で機構改革を予定しております。この機構改革の中では、交流センターの設立も念頭に入れており、交流センターの担当の職員を配置するとともに、併せませして新たな地域おこし協力隊の雇用ですとか人的な支援のほうも考えております。

○3番 (松澤 文昭) 人的支援ということでありませけれども、併せて農業振興部の事業の中で先ほど言ったような本来村が行っておる事業を交流センターが担うということになれば、収益が見込めないということになるわけでありませ。交流センターは、御承知のように法人組織でありますので、収益が見込めないと経営が成り立たないと思うわけでありませけれども、そういう点で村の助成措置等々について検討しておるか、村の方針をお聞きしたいと思ひませ。

○振興課長 法人としませして交流センター全体として組織継続のための収益を出す必要はありますが、収益の見込めない公益的な事業に対しては何らかの支援が必要と考えております。1つ目としませしては地域おこし協力隊等の人的支援、農業振興のための公益的な事業につきましては村が交流センターへ委託、あるいは事業に対しての助成や負担金なども考えられます。交流センターにどのような事業を担ってもらうかにもよりませけれども、現在、事務費相当として助成金を支払っています農業再生協議会ですとか営農センターなどの業務についても整理する必要があるというふうに考えております。

いずれにしても、法人の運営を軌道に乗せるまでは、村としても何らかの支援が必要というふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) この議論は、農業振興部だけではなくて交流センター全体の経営に関わってまいりますので、後ほど、もう少し違う面も含めて、この部分についての議論を進めていきたいというふうに思っておるわけでありまして。

引き続いて、12月の定例会における質問の中で私自身が疑問に思った点をちょっとお聞きしたいというふうに思っておるわけでありまして、12月の定例会における交流センターの事業内容の質問の中で、農産物の出張販売に関して、中川村の農産物のPRだけでよしとするのか、採算性まで考えるのかでは販売の方針に大きな違いが出ると、そういう質問に対しまして、村での回答はPRと有利な販売の二面性を追求し検討を進めていきたいとの答弁がありました。先ほど申しましたように、交流センターは、将来、法人として経営をしていくわけですので、基本的に採算性を考えて販売を行わないと経営が破綻するというふうに考えておるわけでありまして、再度、村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○振興課長 農産物の出張販売につきましては、PRと有利な販売の両面で取り組んでいくということは必要であります、PRを目的とした販売、物産展等につきましては、採算性を考えることは難しいというふうに思っております。物産展等につきましては、村の農産物PRのための公益的な事業として委託あるいは補助することなどが考えられます。販売を主としたものにつきましては、採算性を考えて売り先や体制を整える必要があります。

交流センターにつきましては、農家や地域がもうける仕組みをつくること主な目的であり、もうけることだけを考えることはありませんが、法人としての経営の継続性を考え、収益を上げることを目指して企業展開をしていく必要があるというふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) このことも、後ほどまた大きな点で議論をしたいというふうに思っております。

引き続いて、もう一つ、ちょっと12月の定例会における交流センターの運営に関しまして、交流センターが村のイベント事業に積極的に関わるべきであり、地域おこし協力隊の中で新規就農や企業を目指す以外の隊員がイベントに関わるべきとの質問を行いましたところ、村長は、地域おこし協力隊員が中川村の中で自分の仕事を新たに見つけ発展的に展開できるようなことに結びつくことが重要である、地域おこし協力隊員が伝統を担う考えは持っていないとの答弁がありました。地域おこし協力隊員が自立して生活できるような活動をすべきとの考え方だと思っております、村長の考えを改めてお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 地域おこし協力隊につきましては、3年間の任期終了後に中川村に定住し生活できるということを第一の目的としておりますので、そのための活動が当然必要になるというふうに考えます。

農業を目指す協力隊員につきましては、3年間の農業研修とともに、卒業しまして

からは、農業人材育成資金等を活用しながら目的達成となるように指導し、活動を行っておるところであります。

交流センター業務を担うと思われる隊員につきましても、卒業後も交流センターに関わりながら引き続き中川村で働いていけるようにしなくてはいけないというふうに考えておるところでございます。

協力隊員につきましては、今いろんなイベントもありますので、それぞれ御自分の活動の中で関係するところのイベントに参加してもらいまして、あるいは協力してもらうことは、こういうことは可能かというふうに思いますけれども、様々なイベントを中心に担っていただくということは、やはり難しいのかなというふうに考えます。

全国の協力隊の中には、スポーツであったり芸術文化であったり、自分の得意分野でイベントなどを企画している事例も多数あるわけでありまして、協力隊の中でそのような声が上がってくれば、また、こういう人がこの地域で働きたいということを考えるならば、支援をしていきたいというふうにも思っております。

また、地域おこし協力隊以外にも地域の担い手の確保のために新たな制度も国において検討されているようでありまして、中川村において活用できるか、今後、新たな制度につきましては検討していきたい、併せて検討したいというふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) 今、村長から話がありましたように、9月定例会における交流センターの職員として地域おこし協力隊を考えており、地域おこし協力隊の希望にもよりますけれども、地域おこし協力隊として任期が終了後も引き続き社員として、従業員として雇用できるような体制整備を図っていくというような答弁があったわけでありまして。要するに、先ほど質問したかったことは、村長は地域おこし協力隊として自立して3年後以降も生活できることが重要だというふうに考えておると思うんですけども、今言ったことをやっていけば、要するに、地域交流センターに関わる地域おこし協力隊っていうのは、その後も希望して交流センターに関わるということになれば自立した生活ができるというふうに私は思っておるわけでありまして、その点についての考え方はどうでしょうか。

○村 長 今いる——いるというか、協力隊員の方を具体的に考えてみますと、直接この方がそういうふうになるかどうかは別にして、将来、固有名詞はちょっと出せませんが、もうお分かりになるかと思いますが、農産物の販売、自分の経験、それから農家とのつながりを生かして積極的に外に売り込みに行っている方がいますので、こういう方の力は、ぜひ、農業交流センターの中で発揮されるというふうに思いますし、そういう意味では、社員として、社員となってこれを引っ張っていただくということは十分考えられるということは今思っております。

○3 番 (松澤 文昭) そこでなんですが、私が思っていたのは、地域おこし協力隊員として3年の任期が終われば、へえそれで地域おこし協力隊員としての任務が終わって、もう交流センターに関わらないということであれば、根本的にイベント事業は難しいかなあというような考え方を持っておったんですが、将来的にも一部の地域おこし協

力隊員が交流センターに関わるということになれば、私は抜本的に考え方を変えたほうがいいのではないかなというふうに思っているわけでありまして。したがって、イベント事業っていう考え方のところは、私は地域活性化のために非常に重要だなあと思っておりますので、そういう意味で、今後も雇用をしながら地域おこし協力隊員が引き続き社員として関わっていくとなれば、私はイベント事業に関わったほうが村の活性化のためにもつながるといふふうに思っておりますけれども、そこを含めて村長の考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 まず第一の目的は何かということだと思んですけど、村が農業というものを基盤というか中心にして、そこでもって都会の人、外と結びつきながらこのよさを生かしていく、あくまで農産物であり、場合によっては加工であり、また、こちらに来てくれるとしたら農業の体験をしながらこちらのよさを満喫していただくような農家民宿の繁栄といいますか、こういうことで中川村をPRしていきたいということはありません、やはり農業関連が中心になっていくと思っておりますので、そういうことをしていくのが、それを振興して、もちろん農業も大いにやりながら、中での中川村の農産物等の販売額、力を上げていくというのは第一、そこに関わっていくのが交流センターだと思っておりますので、それに付随してといいますか、そういう中で中川村として関連したイベントをやっていくような場合には、ちょっと具体的には申し上げられませんが、当然、交流センターの関連で行くイベントといいますか、こういう中には関わるといふことは十分あり得ることというふうに思っています。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、村の活性化ということが、やはり交流センターの一番の目的に最終的にはなるのではないかなあというふうに私は思っております。このことは、また後ほど最後のほうで議論をしますけれども、地域おこし協力隊員がイベントに主体的に関わるようになれば、今まで役場の職員が基本的に対応してきた業務の一部を担うようになるということでもあります。したがって、イベント事業は特に土日の開催が多いために、役場の職員も何らかの側面的な関わりを持つとしまして、職員の負担の軽減は若干減るかなあというふうに思っております。そういう面では、地域おこし協力隊員も増やしながら、先ほど申しましたように村のイベントに積極的に関わっていくということの事業に取り組んでもらえば中川村の活性化にもつながるといふふうに私は考えておるわけでありまして、それも含めて村長の考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 農業をどういうふうにするか、中川村をどういうふうにするか、外に向けて売り出していかかという、また外から中川村をよしとして、そこで来てもらって体感してもらい、それをよしとするのは、それぞれの方の目的で持っている例えば何とかに関するイベント、スポーツの大会、あるいは山登りの大会とか、キャンプの技術を競うとか、そんなのいろいろあるかと思っておりますけれども、そういうふうなものについての、そういう切り口でもって地域おこしをしたいということの地域協力隊員っていうんですか、そういう方につきましては、村の方針として、やはりこれはこういうふうにしていきたいというところがあるとしたら、それを見定めた上で隊

員を募集していくということは十分考えられますが、交流センターの中での農業を中心にして振興を図っていく中での位置づけとはちょっと違うのではないかなというふうに思っています。

松澤議員がおっしゃられるのは、例えばどんちゃん祭りですとか、昨年行いました陣馬形山のヒルクライミングですとか、あるいはずっと20年以上やっておりますさわやかウオーク、こういったイベントに関しての負担のことを、村の職員の負担の軽減というふうなことをおっしゃられているのかもしれませんが、私が思うには、そういうところを進めていくという意味で、例えば村がこういうことをしたい、しようと思ったら、そのところでそれに十分力を発揮できると思われる隊員の方を募集していくっていう方法があると思っておりますけれども、交流センターの直接的な運営とは少し違うというふうに今感じております。

○3 番 (松澤 文昭) このことについても、交流センターの将来ビジョンのところ、基本的な考え方も含めて、ちょっともう少しお聞きしたいというふうに思っております。

引き続き、交流センターの事業所及び拠点施設等の施設整備について村の方針を聞きたいと思っておりますけれども、村長が村政運営の基本方針の中で、センターの事務所の設置場所は現中川支所片桐金融店舗の建物内に計画し、組織は、センター運営に村から担当係長を添え、その下で中心的に働く農産物成果品から加工品までの販売のプロフェッショナル職員を置きますということで、地域おこし協力隊員を社員として置き、観光交流、農産物、観光販売、営業、特産品開発などの専門部に社員を配置し、販売を行う組織との基本的な方針が示されました。拠点施設の施設整備に関しまして、事務所として整備をするのか、観光交流の場とか直売所機能等を整備するのか、基本的な考え方を聞きたいというふうに思っております。

○振興課長 交流センターの事務所につきましては、観光案内等も予定しているところから、村の中心でありますチャオ周辺が望ましいというふうに考えております。

また、農協の組織再編によりまして片桐の金融店舗が遊休施設ということになりましたので、ここをおっしゃるとおり活用する予定でございます。立地的に村の商業的な中心でもありますし、かつて農業者の拠点として農協の施設であったということもありますから、最適というふうに考えております。

今現在、補助事業のほうを精選しております、それを活用しながら施設整備を行いたいというふうに考えております。施設整備の内容につきましては、中に入っていると思うので分かるかと思いますが、金融のスペース、今の広いところにつきましては、物産を展示したり村民等が交流するような交流のスペースというところをイメージしております。その奥に書庫があるわけですが、書庫については壁が抜けるような状況になっておりますので、そこについては書庫内を事務室という形で改装していきたいというふうに考えております。経年劣化が激しい部分の床とか壁については、直しながら整備を進めていきたいというふうに予定をしておるところであります。

○3 番 (松澤 文昭) 今の話でいきますと交流スペースっていうものは設けるということ

でありますけども、農産物の直売所機能みたいなものについての設置については考えていないということでしょうか。

○振興課長 直売所機能につきましては、当初はそこでもということも検討してきたところでございますが、現在はショッピングセンターチャオ内にありますお店のほうで直売所のほうをやっております。その皆さんとちょっと協議をしてきたところなんです、そのもの自体をそこに移すということはなかなか難しいというようなことがございますので、今の直売の場所を拡大しながら、連携したような形で進められればというふうに思っております。どちらかというと、物産的なものの販売とか展示ができるようなスペースにしていければというふうに今のところ考えておりますが、もう少しその部分については商業者の皆さんとも検討をしていきたいというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) やはり青果物の販売っていいものは直売所機能がないと売れ残りの対応が難しくなるというふうに考えております。加工品等なら物産の交流のところのスペースで販売しても販売可能ですが、青果物の収益の確保ということになれば、やはり売れ残りの対策が必要になるというふうに考えるわけでありまして、交流センターの事務所にその機能がなくても、今話がありましたように今までは直売所機能をうまく活用しながら、そこで売れ残り等ができるような体制をつくっていくことが大事な点だと思いますので、そんな点を含めて検討のほうをしていってほしいと思うわけでありまして。

引き続いて、交流センターの組織の設立だとか、それから運営をいつ頃開始するかにつきまして村の方針をお聞かせ願いたいと思うわけでありまして。

○振興課長 現在、農政係、また地域おこし協力隊で交流センターが担うであろう事業の一部を今現在行っております。先ほどの場所の片桐支所の整備のこともありますので、令和2年早々から事務所を構えての運営のスタートというふうには難しいというふうに思っております。今のところのスケジュールであります、あそこの支所につきましては、おおむね5月いっぱい片づけが済むというようなことでございますので、それ以降、6月以降から、補助事業の採択の状況もございまして、ハード整備のほうに着手をしまして、7月に機構改革が行われますので、場所は役場になるかと思っておりますが、準備室的にスタートしまして、ハード整備が終了した時点で事務所のほうの移転ができればというふうに思っております。2年度中は準備期間ということでありまして、令和2年度中には法人登記ができればいいかなあというような予定をしておるところでございます。

○3 番 (松澤 文昭) 設立、それから運営に関する大まかな考え方が分かりましたので、次に行きたいと思っております。

ここで、ちょっと交流センターの将来ビジョンについて議論をしていきたいと思うわけでありまして、まず、今、村が考えております交流センターが目指す将来ビジョンにつきまして考え方を聞きたいというふうに思っています。

○振興課長 交流センターの役割につきましては、第6次中川村総合計画の基本方針に掲げる村全体が農村公園の美しい村づくり、村の魅力を活かした産業育成で若者が夢を持てる

村づくりを実行することにあるというふうに考えております。

村の農業を基軸とした産業振興、観光交流の中心である組織を目指しまして、6次産業化や村の情報発信等、農業、観光、商業等、業種を超えた多様な担い手と連携しながら取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

また、事務所をチャオの施設内に置くということもございまして、チャオ周辺の活性化にもつなげていきたいというふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) 今、村の一番の基本計画の中から村の農業公園構想も含めた村の基本方針を交流センターでやっていくという話があったわけでありまして、私は、交流センターが目指すべきというのは農業だけにとらわれるんじゃないかなというふうに私は思っております。私が考えておる方針っていいものは、農業だけにとらわれるのではなくて、やはり働く場所があることにより村民に村に残ってもらうんだとか、あるいは移住者が増える村づくりを進めていくんだとか、それから今までの視点と違う魅力を発信しながら情報発信をしていけるような考え方を持っていくんだとか、それから、やはり村内で経済を循環させて村外へ出ていくお金を少なくする仕組みづくりを構築すると、こういうことをやっていけば村民が誇れる村になるんじゃないかなあというふうに考えておるわけでありまして。私は、こういう考え方が交流センターの将来ビジョンになるんじゃないかと考えておるわけでありまして、改めて村の考えをお聞きしたいと思っております。

○振興課長 言葉としては、そのような形で説明したわけですが、やはり目的としましては、今、議員がおっしゃったとおり、働きの場所ですとか、移住・定住を進める、また経済の循環といった部分のところについては、その目的というふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) ちょっと、この点については村長の考え方もお聞きしたいというふうに思っています。

○村 長 第6次総合計画についての御質問等もいただいておりますので、これにも関連してくるかと思っておりますけれども、先ほど申しました中に農業を中心としたいろいろな農産加工、これの振興、こういったものとのつながり、これをつくっていくということになりますと、この場にも当然産業として生まれてくることになりますので、そういう意味で、それに見合ったものを、農業ですけど、生産をする仕組み、これもまた農業の振興につながります。そういう意味で、加工業も、これは非常に農業交流センターが中心的に担っていくべきであろうというふうに思っています。今現在つくったチャオにつきましては別の組織で運営をしておることになりますが、その中で農産加工に携わっておる隊員もおりますので、こういった皆さんとの連携ですとか、組織的にもこのところを吸収するっていう言い方はないんですけど、将来としてはこのつながりも含めながらやっていくことが新たな産業の場の1つになるだろうと、産業と働く場の拡大につながるだろうと思っております。

それと、もう一つ、交流センターが考えておりますのは、直接ここで販売していく目標を持っておりますので、これはまだぼおとした目標ですけど、農産物をここを

中心にして、いわゆる、何ていいますかね、直接的な売り方の中での売り上げを増やすことと併せまして、農家民宿に泊まる方、これは当然交流人口の1つになるかと思いますが、こういうことも仕組みとして増やしていきますから、当然、農家民宿という形での、これが産業につながるかどうかということですが、こういう新たな展開も十分考えられると、それが、やっぱり農業観光といいますか、こういうことにもつながっていくでしょうから、そういう意味で言ったら、ここも、いわゆる今度できますっていうか、上伊那のDMO組織の、何ていいますか、出先というか支店みたいな役割も果たせるでしょうから、こういう中での、そこに働く人たちの雇用も生まれるだろうと、そんなような、夢みたいな話になるかもしれませんが、こういうことをやっていくのが、やはり、先ほど課長が申し上げた村の魅力を生かした産業育成で若者が夢を持てる地域づくりの、やっぱり1つの柱になるのではないかと、交流センターがその役割を担う、果たすかもしれない——じゃなくて果たすだろうという願いというか夢は持っております。

○3 番 (松澤 文昭) 村長から今、非常に私とかなり、考えていることと近い話がありましたので、非常にうれしく思っておるわけでありまして、やはり交流センターが先ほど申しましたように農産物の青果品から加工品までのことのみをすれば、今、先ほど言われたような体制でも問題がないと思うわけでありまして、雇用の促進だとか、従来と違う点の情報発信だとか、あるいは村内経済の循環等を担うような取り組みをするということになれば、やはり村の活性化の中心的な組織になるだろうと、私はそうに考えておるわけでありまして、むしろ早急に村の活性化を担うような組織に育成をしなければならないだろうと私は考えておるわけでありまして。それを踏まえて、また村長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 恐らく私がこういうふうに村長になる前から交流センターの構想ってあったと思います。あったわけですけど、それが具体的に、私の中で、ちょうど4年間の中でこれがちょうど時期的に重なって実現していくんだろうなという、そういう時期に来ているという認識もありますし、いろんな意味で、やはり農業という1つの武器、また一概に米の単作地帯ではなくて、いろんな果樹産業もあり、キノコという施設もあり、いろんな、何ていいますか、園芸っていいますか、そういったことでもあり、農家民宿も何軒か生まれてきているということで、やはりそういうところを具体的に産業に結びつけて、もうちょっと活発にしながら新たな働く場所を見つけていく、つくり出していく、やはり起爆剤というか、中心の組織をまずここで立ち上げるということが今の中では、今年度という思いがありますので、これを1つの形にしたいというふうなことを強く思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 先ほど申しましたように、農産物の販売だとか、加工の販売等だけにとどまるのではなくて、特に村の活性化に向けて中心的な組織として活躍してもらような組織になることをぜひともお願いしたいと思うわけでありまして。

そういう中で、経営のことについて再度お聞きをしたいと思うわけでありまして、交流センターの運営や経営につきましては、当面は赤字でも村が助成をしながら

運営を行っていくと考えるわけでありまして、交流センターは法人でありますので、将来的には、やはり自立経営を目指すべきだなあとというふうには私に考えておるわけでありまして。そのために、どうしても収益の柱になる部分を設けることが必要だというふうに考えておるわけでありまして、村の方針をお聞きしたいと思うわけでありまして。

○振興課長 交流センターの事業につきましては、先ほども述べましたように農業振興事業など公益的な事業と農産物の販売や観光事業などの収益的な事業が考えられているところであります。

公益的な事業につきましては村がある程度の支援を行いながら、収益事業につきましては法人の経営を考えて新たな発想も取り入れながら事業展開していく必要があるというふうに考えております。そのために、村関係者が役員や事務局として関わりながらも、現在雇用している集落支援員や地域おこし協力隊のほかに、組織運営を中心に担っていただける企画力、経営力に優れた人材を確保するために新たな地域おこし協力隊を雇用したいというふうに考えております。

いずれにしても、法人設立の準備段階で関係者と相談しながら、改めて法人の企業理念と経営方針のほうを定めていきたいというふうに今現在では思っております。

○3 番 (松澤 文昭) それで、先ほど農業振興部のところで質問したように、やはり農用地の利用調整業務だとか農業担い手育成業務だとか労働力支援業務っていうのが、交流センターが私は担うべき事業かなあと、私は疑問に、先ほどから言っている、思っているわけです。それはなぜかっていうと、やはり交流センターっていうのは法人で経営をするわけでありまして、どうしても採算性を考えなければいけないということで、先ほどの質問の中では、人的支援をするだとか、それから助成金も考えるっていうようなことも言ったわけでありまして、私は、そういう発想は違うんじゃないかなあと思っております。やはり、交流センターでありますので、それは赤字になるときもありますけれども、最初、当初は赤字でありますけれども、やはり収益部門といいますか、収益の上がる部門を法人として方向づけしてやっていくと、逆に、今言った農用地利用調整業務だとか、そういうような村が本来やるべきものについては、やはり村がやっていくっていう考え方にしないと、経営として私は成り立っていないんじゃないかなあと思っておるわけでありまして、それを踏まえて村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○振興課長 交流センターの当初の業務内容等々につきましては、やはり様々な村の問題点を解決という部分で、かなりのボリュームになってきたというふうには思っております。先ほども申しましたとおり、農業振興部門については、これ後発の後から行っていく事業かなあとというふうに思っております。当面については、やはり農産物の販売だとか交流部分というものを先に進めていく必要があるかなあとというふうに思っております。

農業者にとって一番重要というような部分であります農地の部分ですとか担い手、労働力の部分につきましては、やはり、議員さんのおっしゃるとおり、村でも手を入

れていかなきゃならない部分ということは十分承知をしておりますが、今後、交流センターを立ち上げる中で、どの部分を交流センターで担っていただくのが一番いいのか、やはりここは村で責任を持って進めていったほうがいいのかという部分については、今後さらに検討を進めていきたいというふうに思っています。

○3 番 (松澤 文昭) やっぱり私は、基本的にやっぱし、一番言いたいことは、交流センターは法人でありますので、そのことを一番頭を中心に据えてもらって、そして方向づけをしていくことが非常に重要なあとと思っておりますので、そんな点を踏まえてぜひとも検討してもらいたいと思うわけであります。

その中で、私が今、やはり収益の柱として考えておりますのは、やっぱりふるさと納税制度の返礼品の扱い、青果物だとか特産品の扱いをやるように交流センターが担って、そして、基本的にそのことによってかなり、うまくいけば収益が上げられる重要な柱の部分になるかなあというように私は考えておるわけであります。やはり、そのことを軌道に乗せるっていうことが非常に重要なあとと思っておりますけれども、それを踏まえて、交流センターとしてふるさと納税制度の返礼品等の取扱いにつきましてどういう発想を持っているかお聞きをしたいと思うわけであります。

○振興課長 ふるさと納税につきましては、今現在としましては総務課のほうで納税の受け付けをして、振興課のほうで返礼品のほうを用意しまして発送しているというような状況でございます。

ふるさと納税につきましては、交流センターが担っていく事業と、返礼品を集めて発送するという部分として交流センターがこの部分を担っていくというふうに考えております。それにつきましては、村のほうから、手数料になるのか、何らかの部分の頂きながら収益の一部にしていきたいというふうに思っております。

今現在、返礼品については始まったばかりという部分もございますので、この部分については村の方針に従いながら、さらに取扱数を増やしていくような取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) ぜひとも、この部分で収益の柱になるような取組にしていてもらいたいなあと思うわけであります。

それから、もう一つ経営の面で私が危惧しておりますことは、先ほども申しましたように、地域おこし協力隊員を3年たったときに引き続き交流センターで雇用することになるとすれば、それまでは国からの助成金といいますか交付金で給与も払っておるわけでありまして、4年目以降は、給与は全て交流センターの負担となるということになります。したがって、経営面を考えると、かなり交流センターも収益確保を図っていかないと、先ほどから申しまわっているように交流センターの経営自体がおかしくなってしまうというふうに考えるわけでありまして、それを踏まえて村の考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 今おっしゃることが一番重要なことだと思います。今は取りあえず、これから核になって動かしてもらおう人の募集を今かけようとしておりますけれども、これについてはともかくとして、今までの経験、それとともに、いろんな分析の中でこういうこと

をやるという意欲のある方を期限付で雇っていく、これが、いわゆる何ていいますか、交流センターのマネージャーみたいな格好になるわけですけど、3年後をどうするんだということでもありますけれども、当然それは今おっしゃるような問題を考えなければならぬ。それに向けての、やはり交流センターとしてどういう産業を中川村の農業を中心に起こしていくということもさることながら、やはり自身が稼いでいく、こういうことがないと、当然、報酬もついでいうか、生まれないわけでありまして、そこら辺の仕組みは、ちょっと今、悩みどころですけども、こういうことは決意をしてやらないと駄目でしょうから、もう退路がないというか、そういう気持ちで……。かといって、いろんなところで始まっていますし、これに見合うようになっていくか、何ていいますか、そういう事業展開をしているところも全国にありますので、そういうのを参考にしながら考えていきたい。ただ、方向としては、今おっしゃるような方向で将来を見据えた活動をしていかないと駄目だろうというふうには思っております。

○3 番 (松澤 文昭) もう一つ聞きたいなあと思っておったことが、やはり組織体制のことです。当初は農産物の青果品だとか加工品等の扱いであるということになれば、村長の基本方針でありましたように係長が主になってという形でもいいかと思っておりますけれども、ビジョンの中で申しましたように、雇用だとか、それから情報発信だとか、あるいは村内の経済循環等というような壮大な目標を立てるとすれば、将来的には、やはりそれなりの人材を充てていかないと、むしろ交流センターが村の中核的な組織として頑張ってもらえれば中川村の活性化につながると思うわけでありまして、そこら辺の組織体制も含めて、ちょっともう一度考え方を聞きしたいと思うわけあります。

○振興課長 組織につきましては、7月1日の組織改革によりまして村の職員をそこに充てるというところと、先ほど村長が申しましたとおり、現在の集落支援員、地域おこし協力隊にプラスしまして、それなりの経験のある方をそれなりの待遇によりまして雇用いたしまして、経営、運営を中心に担っていただきたいというふうに思っております。なかなか村の職員では、そういう経営の部分については疎い部分もございますので、そういう専門的な方について、それぞれの専門的なサイト等も通じながら、今現在募集をかけているというような状況でございます。

○3 番 (松澤 文昭) ちょっと村長にも考え方を聞きしたいと思います。

○村 長 今、課長が申し上げたとおりで、マネージャーの募集に当たっては、広く募集をかけると同時に、今申し上げたような、例えば、こういう売り上げ、こういうふうなセンターを実は目指していると、かなりのところでの、そのためにあなたの能力が出せるかというような迫り方もないんですけど、には、やはりそれなりの募集額というものがあるべきだろうと思っておりますので、そういう決意でもって実質的なマネージャーを雇っていく。この組織、それが3年間で終わってははどうしようもありませんので、それ以降も、やはり——ただ、その方については、実は3年間の中でその目標を達成してくれということをお願いしたいわけですけど、これは、目標が達成できるっていうことは、その周りに働く場所とか生産する拠点とか、それに見

合った生産のやり方がかなり広くなってくるはずでしょうから、そういう、いわゆる何ていうか、ベースとといいますか、資本とといいますか、こういったものが整っていくわけですから、これが、今度は自分で回るように3年間の中で組織を実際につくっていく、それが次にまた新たな循環を生み出せばいいのかなというふうに思います。

○3 番 (松澤 文昭) マネージャーのことはそれでいいと思うんですけども、やはり村との調整ってところで、私は、当面は係長でいいと思うんですけども、先ほど言ったような将来的な事業をすれば、もう少し違う体制を考えてもいいのかなあというふうに思っておるわけでありまして、そこを踏まえて、ちょっと村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 この構想が独り歩きされて張っていか、そのマネージャーの思いつきで独り歩きしてはいけないわけですし、あくまでも、やはり先ほど申し上げたとおり、この中で、村の中で農業を中心にして新たな頑張りというか、いろんなところに活発なことが農業を中心にして、いろいろ加工でも何でもそうですけれども、農業観光も含めて生まれてくることをつくっていくなければいけませんので、これには村の方針といたしますか、村が全体で考えている営農センター、むしろ営農センターの考え方も反映されなければなりませんから、そういう意味で言ったら、この立ち上げに当たっては、立ち上げとしばらくの運営に当たっては、それを引っ張っていくっていうか、関連づけながらリードしていくのはやはり村の職員だろうと。そのために、今度の機構改革でもって担当の係長といたしますか、今のところ職名で言いますと何々係長ということになるんでしょうけど、そういったものを置きながら、村との関係はきちんと、連絡を取るといって、村との関係を維持した上でこの組織をつくっていく、将来にわたってもそういう方向が続いていくようにしたいと、今はそういうふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 交流センターが主体となって、村の自然だとか、あるいは既存の施設、村に在住している多くの作家等を複合的に組み合わせることによって中川村の地域価値を高め、中川村民の人間性だとか、そういうものも地域資源として活用することによりまして中川村のファンが増えて交流人口の増加につながったり、そのことによって中川村の人口増加にもつながるといって私は考えております。交流センターが発足したことによって、村の活性化対策、先ほどから申しておりますように中核組織として働く場所をつくったり村の魅力を発信したり、村内で経済が循環するような仕組みづくりを進めることによって村全体の活性化につながって、村民が誇れるような村になるというふうに思っております。

交流センターの基幹事業として、やはり先ほど申しましたように中川村のふるさと納税制度の返礼品の取扱いを拡大して農産物だとか特産物の安定販売ができるようになれば、農家の生産意欲の向上にもつながり、村の基幹産業だとか農業振興にもつながるといって考えておるわけでありまして、これらの事業の中核的な組織として運営されるのが交流センターだといふように私は考えておるわけでありまして、新しいアイデアとかビジョンを盛り込んで、即断即決ができて、そしてスピーディーな対応ができるような中川村の交流センターが発足して、中川村の活性化につながることを

期待しまして、私の質問を終わりとします。

○議 長 これで松澤文昭議員の一般質問を終わります。

次に、8番 柳生仁議員。

○8 番 (柳生 仁) 私は、さきに通告しました2問「自然環境について」と「交通について」質問してまいります。

初めに自然環境について、水源の森保全について質問してまいります。

中川村では、毎年多額の費用をかけて村有林の手入れをしております。

全国で毎年のように大きな災害が起きており、その中で人工林の山崩れが大変気になります。山の本来持つ機能である水源の保全の役割を果たしていないように思います。山の本来の役割は、迫りくる台風や大雨から私たちを守ってくれる、こうした役割がありますが、人工林では、保水力が少なく、また草や雑木の少なく、表土の保全もできませんし、本来山が暮らしやすみかであるはずの獣などが暮らせない状況にあります。

中川村の山は、振興課の報告では国有林を含む約半分が人工林、半分が天然と聞きました。特に民有林では手入れが進んでおらないわけでありまして、道を歩いていますと、個人林業者が日々間伐や枝打ちをしておる風景が見られまして、大変うれしく思っておるわけでありまして、こうした山で蛇やカエル、小動物、昆虫も暮らせない状況になります。

伊那谷地域森林計画書によると、天然更新という項目もあります。全国的に戦後の植林指導により人工林が多くなり、全体の47%、もう少しあるようですけども、人工林のようであります。

獣が里に下りてきて農産物を荒らしたり、人的被害などの報道を聞きます。特に大型動物の熊、鹿、イノシシなどは、奥山に木の実などの食料が不足しているのではないかと報道されております。最近の地球的規模な災害は今後も増えてくるような報道もあります。地球的規模の災害は人的災害とも言われております。

水源の森保全は、10年20年で少し先が見えてきて、40年50年と先を見据えた手入れが必要じゃないかと思っております。

村では、動物たちの返れる森をつくるためには天然林を増やすことが大切と思っております。村では間伐や植林をした後に落葉樹や実のなる木などを植えておりませんが、森林を保全するにどのように考えているか、現在手入れをしているような間伐で山の保全ができるかということをごどのように考えるかお聞きしたいわけでありまして、ここに例としてありますけれども、これ一般財団法人であります、日本熊森協会の活動は、奥山の保全・再生・聖域化として、1つとして水源の森確保を取り上げております。2つ目として、すみ分けによる熊など大型野生動物と共存できる環境をつくって頑張っております。3つ目として、野生鳥獣による農作物の被害軽減を目指して活動しておるわけでありまして。これは完全民間団体の実線団体で、営利ではありません。こうした中で、写真でありますけれども、これは里山の写真でありますけど、完全民有林であります、傾斜度が約45°ほどあります。大変きれいでありまして、

昔は光も入らなくて真っ暗い山っていいなあっていうことがありましたけども、振り返ってみますと、こうした山では、蛇やカエルや、そういった小動物、動物も暮らせない環境とっております。村では、どのように考えているかお聞きします。

○振興課長 これは全国的なことですけれども、現在ある人工林が手入れ不足になっていることは事実であります。その結果、災害が起きやすくなったり、野生動物の生息環境としても望ましくない森林もあります。

しかし、人工林であっても間伐を進めて森林の中、森林の中層、下層や林床に広葉樹や草本類を増やせば、災害にも強くなり、野生生物のすみかにもなる健全な森林とすることができるというふうに考えております。

人工林が増えて餌が少なくなり獣が里に下りるという見方もありますが、別の原因としては、獣類全般に、人里、農地に人が少なくなり、農地周辺に増えたやぶに身を隠しながら人里に出てきて農作物を食害するといったことが要因になったことにより、集落への出没や食害も増えてきたということも考えられます。

野生動物のすみかとしての天然林は確かに大切であります。中川村の人工林率につきましては約45%ということで、県下の平均を下回っています。場所によっては70、80%といったところもあるようであります。天然林が50%以上あるというのは、資源的には十分とも言われております。

森林の役割につきましては、国土の保全という面も重要でございますけれども、人工林の本来の目的である木材の生産も必要でございます。立地条件に合わせてバランスのとれた森林づくりが必要というふうに考えております。

村としましては、中川村森林整備計画に沿って、森林の有する多面的機能を図るため、国土保全と地域林業の質的向上に重点を置いて、それぞれの森林機能に合わせた施業を行っていく予定でございます。

○8 番 (柳生 仁) 今お答えの中で、中川村では森林整備が進んでおると、人工林の整備が進んでおるといようなお答えいただきましたけども、そうした中で、そのあいさに落葉樹や実のなる木を植えていくといいついていようなお答えがあったんですけども、去年、おとしですか、三木の植樹のときにヒノキの植林をしましたけども、あそこでは、そういった落葉樹や実のなる木は植えなかったかなあとっております。

そういう中で、村長も就任から3年になりますか、村の財産である山をどのくらい視察されておるのか。

また、今、木材価格というものは相変わらず低迷を続けており、先日、林業家の方がお話しされましたけども、樹齢100年のヒノキを切って出したと、ところが、これリユーベ2万円にもならないって非常に悲しがっております。100年の大木を切るのには、やっぱり手間もかかるし技術も要るわけですけども、木材価格が30年余ずっと低迷を続けておりますけども、村の昨年の木材販売価格を見ても財産取得だったなというふうに見えないわけでもありますけども、水源の森がきちんと保全されれば、私は木材の収入以上の大きな財産の保全があるかと思っておりますけども、村長のお考えがありましたらお聞きしたいと思っております。

○村 長 直接そのような御質問が、ちょっと事前にいただけたかどうかはちょっとあれですけども、水源涵養の考え方は十分分かりますし、この間の、何ていいますか、大雨で崩れるとか、そういうふうではなくて、やはり水源涵養林の持っているのは、水をうまく保全しながら地下水として、やはり山を植物も育てながら地下水をきちんと生み出していくと、こういうことにつながるという話を、実は、先月、大阪経済大学の先生に講演をいただいたばかりですので、そういう意味では、改めて大事だなあというふうに認識をしております。ただ、去年どのくらい——去年というか、就任3年の中で山をどれくらい見回ったかということにつきましては、村有林の視察は、実はあまり行っておりません。ただ、おとし行いました村の育樹祭、60周年記念をしました育樹祭のときには、植樹する場所についてはしっかり見させていただいたことでもあります。ただ、村の村有林も非常に広くありますので、全てのものを見ているということはありませんが、この間の山が大事だなというふうに思っておるのは、林務係に人数も林政アドバイザーという方も迎えるなどしておりますので、そういう意味では大事だなというふうには思っておりまして人員配置はしております。

○8 番 (柳生 仁) 村の責任者、あまり山を見ておらんっていう答弁でありましたが、前村長も山は見ておりませんっていうような回答をいただいております。山というのは、木材に限らず、自然災害を守るためには貴重な財産かなと思っておりますので、ぜひとも見ていただきながら、また施策を進めていただければいいわけですけども、今の村長への質問は出ておらんっていいましたけど、関連があるんでお聞きしたわけでもあります。

また、関連がありますので、個人山の手入れについてどんなアドバイスをしておるか聞きたいわけでもありますけども、伊那谷地域森林計画書の中からですけども、この中で、自ら森林管理できない森林所有者に対しては長期の施業委託を勧めて施業の集約化を推進するっていうようなこともあったりとか、また、ほかでは、これは伊那市ですけども、長谷村のほうでは——長谷村って、伊那市長谷の杉島地区では、国有林と民有林による林業の共同施業団地を設定して作業路整備や森林整備に取り組んでおることがあるようであります。また、多様な森林整備では、諏訪地域、上伊那地域でありました平成18年には豪雨災害があり、災害に強い森づくりということで森の里親制度、また伊那市では新宿との取組とか、そんなようなことがあるようでもありますし、南箕輪では大芝高原や、また阿智のヘブンスそのはら、それから松川町の森林セラピーなどは森林セラピーロードに認定されているという、こんなようなことがあるようでもありますけども、村として手入れができない個人山のアドバイス、このことをどのようにしているかっていうことでありますけども、日曜日に木を切ろうということで木の駅ができておりますけども、なかなか大きな木になると素人では手がつかないところがありますけども、個人山の手入れについてどんなアドバイス、また調査されているかお聞きします。

○振興課長 個人有林につきましては、今現在は森林組合のほうでお声がけをしながら森林整備を進めているという状況もございますが、新たな森林管理制度が始まってきまして、

その中で、その法律によりますと基本的には森林の所有者が責任をもって管理をするというのが基本ではございますけれども、やはり、どうしても管理ができないという方もいらっしゃるということでございますので、今後の予定としましては、まず森林所有者のほうに今後の森林の管理の意向について調査を行いながら、その中で、まずは民間として活用できる、施業できるという形に誘導しながら、どうしてもできないものにつきましては村で管理をするということも将来的にはあり得るかというふうに思っております。今現在は、それをどういうふうに進めていくかというところを、今、予定を立てているところでございますので、近いうちには、区切って、場所を区切ってってというふうになるかどうか分かりませんが、森林所有者に対して今後の森林の考え方、管理の方向についてお問い合わせをしながら森林整備の方向を検討していきたいという状況でございます。

○8 番 (柳生 仁) もう一回確認ですけど、前段、振興課長が答弁で間伐したところへ落葉樹や実のなる木を植えるといいなあってというような答弁があったと思えますけども、そういった行動は実際に行われておるかどうか、再確認します。

○振興課長 村の森林整備計画によりましては、それぞれの整備の方針というものが決められております。当然、水源涵養といったところですか、材として山を整備していくという部分もございまして、あと、保健・レクリエーション機能といったところの部分もございまして、そんなところにつきましては、針葉樹ではなくて広葉樹を植えているところもございまして、具体的な例としましては、平成10年の育樹祭のときには陣馬形周辺に広葉樹を4,000本植えたりですとか、25年につきましては陣馬形牧場の跡地にミズナラを植えたりしております。それぞれの森林の姿に合わせて、必要なところには広葉樹を植えているというような状況であります。

○8 番 (柳生 仁) 私は、できることなら木を間伐したところに、あいさにちょっと実のなる柿や、いろんなものがあると思えますけども植えたりし、それが10年20年後に実がついて、獣がそこでもって暮らせる環境をつくるっていうのも重要かと思っております。そういったことを含めて質問したわけでありまして。

それでは次に行きますけども、ツキノワグマの保護をっていうことで、これは人が聞くとか何を考えているっていうことになるかもしれませんが、私は、日本のツキノワグマは全体的には減少傾向にあると思っております。中には、どっちかっていうと絶滅に匹敵するんじゃないかと、こんな心配がされております。昨年全国で捕獲されたツキノワグマが4,900頭となっております、長野県では328頭で、上伊那では平成30年度で狩猟が2頭、中川村ではゼロ、そんなように話を聞いております。

そうした中で、研究放獣でありますけども、鹿のおりに入ったのか、そういったおりに入ってしまったのは数頭あり放獣したと地域振興局の話がありました。この放獣については、ある猟友会の方に聞きますと、麻酔で眠らせて、ライトバンの後ろに乗せて行って、山へ行って放獣するんだっていう話でございまして、猟友会の方も何か怖いなあっていうように話しましたが、事実、奥山へ持って行って放しておるっていう話を聞きまして、非常にうれしく思っております。奥山保全の環境を守る

には、人間だけが暮らすのではなくて、生きるもの全てがお互いに共存することが地球を守ることと思っております。

今年の、先ほど村長が言われましたけど、1月31日に中川村主催で水の講演会があり、多くの方たちが真剣に講演を聞きましたが、ここでは地下水の利用についての話でございましたけども、地下水を守ることは、まず山の保全じゃないかと思っておりますし、特に山の保全には獣や小動物がすめる環境が大事と思っております。熊を守るとは、私たちの生活を守ることになるわけでありまして。

中川村は日本で最も美しい村と位置づけており、昨年と今年、ツキノワグマの狩猟はなかったと報告されておりますけども、この美しい村からツキノワグマを守ることが自然環境を守る1つのヒントじゃないかと思っております。中川村ファンには大きなインパクトとなると思います。長野県も第3期特定鳥獣保護管理計画にツキノワグマがあるわけでありまして。西日本も20府県ではツキノワグマの捕獲を禁じております。

村では、ツキノワグマについてはどんな考えを持っているか、村の考えをお聞きします。

○振興課長 ツキノワグマにつきましては、最近では、狩猟鳥獣としてはあまり価値がなく、県全体でも捕獲のほとんどは集落、人家への危険回避のための有害の捕獲です。

また、鹿等のわなによる錯誤捕獲の場合につきましては、基本的に奥山への学習放獣ということで捕殺はしないということになっております。

中川村では、ここ数年、有害による捕獲はなく、狩猟のわな等による錯誤捕獲が平成29年に1件、30年に1件、昨年についてはゼロ件とうふうになっております。錯誤捕獲された個体につきましては、学習放獣という形で集落・人家周辺への出没を防止する形で奥山のほうに放獣をされております。

ツキノワグマにつきましては、貴重な大型獣ということで、豊かな自然環境の指針になるというふうには言われています。人間への危害が及ぶおそれがある場合や深刻な農林業被害を及ぼすような場合以外は、基本的に捕殺のほうは行っておりません。

県の特定鳥獣管理計画に基づきまして、個体群ごとに捕獲数の管理が県によって行われるというふうになっております。中川村につきましても、これを遵守して保護、管理に努めているところでございます。これに沿うということでありまして、村の独自の保護政策については考えておりません。

ちなみに、現在の長野県の特定鳥獣管理計画につきましては、ツキノワグマの生息数からつくっているわけでありまして、平成27年の県の熊の生息の推計は3,624頭ということでありまして。現在については3,940頭ということでありまして、穏やかに増加傾向ということになります。これを基に計画のほうを立てられているというような状況だそうでございます。

○8 番 (柳生 仁) ただいまのお答えですと、ツキノワグマをあえて捕るようなことはしておらないということと、商品価値がちょっと弱いというようなお答えがあったかと思っておりますけども、私は、条例までとは言わないけども、村では、ツキノワグ

マっていうのは自然を守るためには希少価値が高い動物だよっていうことの認識を常の持ってもらいたいと、このように思っておるわけでありませう。

こういった質問ですけど、今から40年前、古い話でございますが、美里地区で、ある農家の家の柿の木にツキノワグマが柿を食べておって、農家の方はそれを食べ終わるまで待っておって、熊が返っていったと、こんな話を聞いております。そのときは、地域で連絡がありまして、どここのうちに熊が来ておるって、今、柿食べておるって、こんな話があり、本当に今でもその声を覚えておりますけども、あえて猟友会の方が飛んでいって撃つことをしなかったという、昔から熊というのは大事な動物なのかなあと。そしてまた、おとぎ話でもタヌキは農産物を荒らすけど、熊が農産物を荒らしたっていうのはあまり聞かないだけ親しみがあるかと思っております。

ぜひとも、ツキノワグマの保護条例とは言いませんけど、守るという認識のある村として位置づけてもらいたいわけでありませう。

こういった質問でありますけども、人的被害を加えるツキノワグマまで私は殺すなと言っておるわけじゃありませんので、そこを勘違いしないようにしていただければと思っております。

ツキノワグマにつきましては、よく認識できました。

次に、陣馬形山周辺の整備ができないかということで質問していきますけども、陣馬形のキャンプ場は、今年からいよいよ予約制になるということで、今までのような本当に大混雑が解消されていくかと思っております。このキャンプ場でありますけども、自分の知る限りでは大型獣の事故が今までに一度もなかったのかなあと思っております。大変にすばらしいキャンプ場であり、また、この要因に利用者のマナーがよいかなと、また自慢できる施設であります。

そんな中で、近年、クマザサなどにより、登山客が散策するのに大変に危険を感じております。これは、まめに山へ足を運んでおるとクマザサの成長が分かってくるんで、現在、本当に背が伸びてきて、獣が歩いておっても気がつかないっていう状況にあるわけでありませう。このままで登山客が散策するのに大丈夫かなあ、こんな心配をしております。特に、山頂から中沢の方面に向かう山道があるわけでありませうけども、この奥にドングリの木がありまして、この上には熊棚があり、熊がおるんだなっていうことが明確に分かりますし、また、林道でも本当にまれですけども熊に遭遇したこともあります。陣馬形山は熊が暮らす森として自慢できる山と思っておりますけども、そうした中で、先ほど言いましたように、駐車場からキャンプ場にかけて、あの西側のほう、非常にススキやらクマザサが伸びてきて、人がおっても分からないくらいの丈になっておりますので、こういったのを整備できないかと思っております。10年前でございますけども、行っておる頃はクマザサが大体膝丈くらいで、そんなに感じなかったわけでありませうけども、今は伸びております。以前にも質問しておりますけども、周辺の松の木など伐採するよっていうような話があったわけでありませうが、なかなか難しく伐採が進んでおりませうけども、自然環境面で問題があるか、予算がないのか、ちょっと分かりませうが、駐車場、キャンプ場から西側の斜面、クマザ

サなどを刈ることができないのか、環境整備できないかについてお聞きします。

○振興課長

熊棚につきましては、熊の採食の痕跡でありまして、出没の可能性がありますので、キャンプ場周辺には注意喚起の看板設置等の対策を行っていきたいというふうに思っております。

また、キャンプ場の安全のための対策としてクマザサを刈るという部分については、見通しをよくすること、また上層木の幼木の生育をよくするために有効な対策というふうに考えておりますので、10月に予定をしております村の育樹祭の作業としてクマザサ刈りを入れたいというふうに考えております。

また、キャンプ場や人家等の施設周辺では、熊等の野生動物を呼び寄せないために放置果実等の除去ですとか生ごみの適正な処理を呼びかけていきたいというふうに思っております。

本年度、補助事業を活用しまして陣馬形山キャンプスペースの西側斜面の間伐等の村有林整備を行ったところでありますが、間伐率が30%ということで、見た目では切っていないように見えますけれども、30%の間伐を行っているところであります。

また、景観形成のための整備につきましては、令和2年度、県の補助事業のほうを活用しまして山頂周辺の整備を行いまして、眺望等の確保をしたいというふうに考えております。

○8 番

(柳生 仁) クマザサなどについては秋にはやろうっていうことになっておりますけども、村のホームページでもツキノワグマについて注意喚起があり、そこには、見通しの悪いところは気をつけよう、ラジオをつけたり鈴を鳴らしたり、複数で行動しようっていうような、こんなことが書いてあります。そうした中で、やっぱ周辺が見渡せる環境っていうことは大事でありますけども、ある山の愛好者が山の手入れするに俺たちも協力したいんだということがありました。もし、村でもって手が足りんとか、予算とかあるようであれば、ボランティアを募って、広大な面積ですので、秋の森林整備だけでどれだけできるか分かりませうけども、そういったクマザサとかススキとか、草を刈るボランティアを募って整備できるんじゃないかと。この方たちは手弁当で来てくれますので費用がかからないわけでありませうけども、一番は安全が大事でございますけども、そういったボランティアを募って陣馬形山を守ろうっていうような、こんな呼びかけは村としてできないかどうかお聞きします。

○振興課長

陣馬形山の整備につきましては、ボランティアの方ですとか、あと企業のほうでお手伝いをしていただけるというような申し出のほうも頂いております。やる場所ですとか日程とか、いろいろあるかと思っておりますけれども、そういう皆さんの声は大切にしながら、機会のほうを、できる機会があれば、そういうものも検討していきたいというふうに思います。

○8 番

(柳生 仁) 前向きな答弁と聞いておりますので、ぜひとも陣馬形山が今後もずっと多くの愛好者に愛されることを期待して、次に行きます。

陣馬形山の登山道の安全でございますけども、登山道は毎年少しずつ手入れいただいておりますので、急なところには、今度は腐らない丸太でもって階段を作っていただ

いておるわけでありまして、まだまだ未整備のところがありまして、先日ある愛好者から、登山道の真ん中に境界く、この写真、よく見えますかね、ありまして、これにつまずいてかなわんのだよなあっていうような話があり、何とかならんかいつという話がありました。現地に行って見てみますと、確かにそういうものがあつたりとか、また、ずっと昔に設置した木製の階段を埋設したものが、もう腐っちゃって急なままになっておるとか、また、幅が非常に狭くてちょっと足を滑らしそうだなあと、こんな危険な場所もあったわけでありまして、登山道の整備については年にどのくらい安全確認しておるかお聞きします。

○振興課長 登山道の確認につきましては年1回程度行っておりまして、登山道の状況等の確認も行っております。

また、村民有志の方々に年2回草刈り業務のほうをお願いしまして、登山道の整備に当たっています。

また、登山者からの連絡により倒木の処理等も行っているところでもあります。

急峻な所の木製階段につきましては、7年ほど前に地面がぬかるんで危険ということから、役場の担当者により設置したという経過がございます。経年劣化のほうも見られまして危険な状況ということであれば、修繕の措置を行いたいというふうに思っております。

また、狭い部分ですとか草や木が繁茂しているところなどにつきましては、確認の際、点検を行うとともに、登山者から情報を頂いたときには対応していきたいというふうに思っております。

今後も安全対策は順次行っていきたいというふうに思っておりますが、一方では、登山道は自然の中を歩く道でありますので、自然を生かした最低限度の整備もまた望ましいのではないかなあというふうにも思っております。

○8 番 (柳生 仁) 陣馬形山に登る方は健脚の方が多いので、つまずいても倒れてけがするっていうことはないと思うとしながらも、やっぱりつまずきたくないっていうのが現実のようでありまして、今でも未整備の急坂のところでもって、木が古くなって、もう腐っちゃって、ちょっと滑るかなっていうところもあつたりしますので、ぜひ、再度点検して、令和2年度中には整備をできればしていただければなあと、こう思っておりますので、お願いして、次へ行きます。

次に「交通について」質問してまいりますけれども、歩行者の安全についてでございますが、グリーンベルト設置。

この4月から新1年生の通学が始まります。村では、村道各所に必要と思われる箇所への歩道設置がまだまだ、なかなか予算もありまして遅れております。片桐地区でも大草地区でも、歩道の工事ができるまで、子どもの通学が少しでも安心して通学できるグリーンベルトの要望が出されておると思っています。以前にも質問してはいますが、調査をしますというような回答を頂いております。村では、歩行者の安全についてどのように考えているか。また、PTAから歩道ができなければグリーンベルトの設置をと要望があると思っております。大切な子どもを交通事故から守るためにも、簡易的

であります歩道ですが、必要な箇所に早急にグリーンベルトの設置をすべきと思っておりますけれども、子どもを守る立場から村長の考えと思っておりますけれども、以前に子ども会議だかで村長がグリーンベルトも進めにかんがなあっていうような話があったかと思っておりますけれども、歩道の工事はお金かかるんで、そんなにどんどんできませんけれども、グリーンベルトのほうは比較的安くできるかなと思っておりますけれども、村の考えをお聞きします。

○建設水道課長 すみません、村長にということですが、所管をする立場から、私のほうからお答えをさせていただきます。

8番議員の御指摘のとおり、車と歩行者が分離して利用できるよう歩道が整備されていることが交通安全上望ましい姿、形ではありますが、住居等の工作物が多数ある道路においては、歩車道分離の道路を構築するには膨大な予算を要するため、なかなか実現できないのが実情です。

子どもたちの通学安全対策につきましては、中川村通学路安全推進会議等に参画をしながら、現場確認や検討を年に1回行っております。

また、地区要望の際にグリーンベルトを設置してほしいといった箇所につきましては、地区の役員と一緒に現地確認をしながら、その箇所に合った安全対策を検討し、実施をしております。

歩道が確保しにくい道路の安全対策としてグリーンベルト設置が必要な箇所につきましては、引き続き関係部局と安全確保点検を定期的に行うとともに、地区要望箇所についても地区と調整をしながら歩行者の安全対策を図っていきます。

○8 番 (柳生 仁) 回答はそのとおりでありますけれども、問題は、子どもたちは日々成長し、要望して5年6年もすれば小学校が終わり中学へ行き、中学が終われば高校へ行きっていう、成長していつてしまいます。やはり建設工事は何千万円とお金かかるんですぐできないわけでありまして、グリーンベルトのような簡易的なものは比較的しやすいのかなあ、こんな気がするわけでありまして。PTAからの要望出たところに対してなかなか進まない状況、今、課長のほうから一緒に立ち会って見ておると、見ておるだけで次の段階を踏んだという答えじゃなかったと思っておりますけれども、最近ですけど、村外を車で移送しますと、本当に各所にグリーンベルトがどんどんできてきて、どこの市町村も子ども、歩行者の安全に対して非常に心配しているんだなあっていうことを痛切に感じているわけでありまして、中川村では、なかなかグリーンベルトの設置が、場所がないのか、進まないのか、やらないのか、よく分かりませんが、その実態について村長としてどんなお考えなのかお聞きします。

○村 長 グリーンベルトについては、やはり、歩道ができないので、それに代わるものだよということで、道路の脇を歩く歩行者も、車を運転する人も、お互いが気をつけるという意味では効果があるかなあというふうに思っております。建設水道課長は、できればきちんと、道路とすれば歩道があり、それなりの今大型化している今の車事情に見合った2車線の、そういう改良工事をしたいということを申し上げておることは理解をいただいております。グリーンベルトの要望が強い箇所も聞いております。

改めて、長い道路整備計画の中で、当面はどうしたらいいのかっていうことを改めて考えていきたいというふうに今思っておるところでございます。

○8 番 (柳生 仁) 村長も住民要望については十分承知しておりますので、ぜひとも、予算のかかることでありますけども、交通安全っていうことにおいては重要でありますので、今後進めていただければと思っております。

次に、大草中央線でJ Aの付近から北組の酒屋さん付近までの間でありまして、ここはまだ歩道ができておりませんが、ここは子どもから大人まで多くの歩行者が通る場所であり、車道が狭いために、歩行者には大変、私は危険を感じております。この間は、比較的空き地とか農地などあって改良しやすい場所かなあと思っております。現在は外方神社付近でもって大きな改良をしておりまして、これの完成が大変楽しみです。J A付近から北組間でございますけども、比較的改良しやすいと思っておりますけども、この道路改良が進まない要因はどんなものがあるかお聞きします。

○建設水道課長 村道大草中央線は、現在、議員のおっしゃったとおり、現在、北組地区において拡幅改良工事を行っております。東小学校や中学校に登校する通学路として利用されており、車道2車線と歩道を整備する計画断面で事業を進めております。

事業とすれば、北組地区の拡幅改良工事が完了した段階で、引き続き中組地区においても同一計画断面で歩行者の安全対策を図ることが効果的ではありますが、村道北山方飯沼線交差点から大草城址公園までは都市計画道路に指定されており、かつて道路改良事業化を検討し地元協議を行った経過がありますが、多数の住宅等の移転が必要になることから合意が難しく、都市計画道路としての全面的な改良が困難と判断し、可能な箇所から部分的な改良を進めております。

御質問の箇所につきましては、過去において用地交渉が難航した経過もあるため、事業化が難しい区間であると感じております。

○8 番 (柳生 仁) その場所に限らず、大草中央線は用地交渉が難しいっていう話は聞いておりますけど、比較的田畑などで用地買収しやすいかなあという素人判断でもって質問したわけでありまして、できることなら、今やっている工事が完了次第、そっちのほうも進めていただければと思っております。

次に、確認でありますけども、青色パトロールの運行状況でありますけど、村では防犯対策として青色パトロールの運行が行われております。

日本全国、今や犯罪はどこでも起きる可能性があり、特に弱者や子どもが被害に遭う事件もあります。子どもは家の宝、村の宝、国の宝であり、社会が労を惜しまずに守ることが重要と思っております。犯罪は起きる前の対策が重要と思っております。

青色パトロールの運行状況について確認をします。

○総務課長 現在、村では3つの機関といいますか組織で定期的に青色パトロールを行っております。1つ目は伊南防犯連合会女性部の中川地区の部員の皆さん、2つ目は役場庁舎の職員、3つ目が文化センターに勤務する職員ということでありまして、それぞれの立場で月1回ずつ、おおむね東西小学校の下校時刻に合わせて通学路を中心にパトロールを行っております。また、警察から要請があった場合ですとか、犯罪、あるいは

は不審者の発生状況などによりまして臨時にパトロールを実施することもございます。

実績でありますけど、令和元年度につきましては2月末の時点で32回のパトロールに延べ64人が従事しております。臨時パトロールの有無によりまして回数は変動いたしますが、ここ3年ぐらいを見ますと、例年平均40回弱のパトロールに延べ80人弱の方が従事しております。

また、青色パトロールに使う車両につきましては、陸運局に登録されている、すなわち車検証に記載があるということが必要でありまして、また、パトロールを実施するにつきましては県警本部長からパトロール実施者証というものを発行していただいて携行する必要があります。この実施者証は有効期間3年間でございます。取得もさることながら、更新に当たっても再度講習の受講が必要ということでございます。村では、警察から職員を派遣していただいて役場で定期的に講習会を実施しております。現在、実施者証の村内の保持者が93人、村職員が81人、防災女性部が10人という内容でございます。

○8 番 (柳生 仁) 従来よりかパトロールの回数が増えてきたのかと思って、非常にうれしく思っております。今年は、村でも予算に学校に防犯カメラっていうことで、学校周辺については非常に安全がいいかと思っておりますけども、ぜひとも、青色パトロール、下校時に合わせてしっかりと、折に触れ回数を増やしていただいて、子どもたちの安全に尽くしてもらいたいと思っておりますので、この点をお願いします。

最後に高齢者の安全運転講習について質問しますけども、今、全国的に高齢者の交通事故が問題視されておまして、70歳になると自動車学校で安全運転講習があり、講習と実務、教習所を運転し指導いただくわけでありまして、自分では慎重に安全運転をしたつもりが、満点とはなかなかいかないようであります。

12月の一般質問でも6番議員からアクセルの踏み間違い装置に補助をという質問があり、今年は村の予算でもって1軒に1個補助がつくっていうような話がありました。

中川村のような中山間が多いところでは、地域を守るには車が欠かせないわけでありまして、交通事故は、被害に遭われる方にも大きな負担がありますけども、何よりも事故を起こした本人が大きな負い目を負うことになると思います。まず自分を守るためには、70歳以上の高齢者になれば年に1回ぐらい安全講習のための時間が作れるんじゃないかと思っております。

村では、村独自の高齢者のための安全講習を取り組めないかどうか聞きたいわけでありまして、こういったのは大きく取り組んでも人が集まらないので、小さい集落でいきいきサロンみたいなことをやっておるところがあるようですけども、そういったところで30分、1時間とかっていうことでもって安全講習できないかなあと思っておるわけでありまして。

以前には、学校の社会体育館ですか、大勢集まって大きな講習会があったような気がしましたが、それで話を聞き、なるほどなあって交通事故の事例を聞いたりして、気をつけにやなあと、こんなふう思ったことがありました。今は免許の更新の

ときに講習だけありますけども、これは新たな取り組みでありますけども、村としてこんなことできないかお聞きします。

○総務課長

8番議員仰せのとおり、現在70歳以上の高齢者が運転免許証の更新をする際には、いわゆる合理化講習といわれるそうでありますけれども、が義務化をされておまして、さらに75歳以上の方には認知機能検査も義務化をされておるところでございます。さらに、最近であります、75歳以上で一定の違反歴のある方については、講習ではなくて実車試験なるものも導入されるというふう聞いてきております。これらの講習は、現在は県警から委託を受けた教習所で行っているところでございます。

村独自の安全運転講習につきましては、実際、集落の単位で、昨年度ですけれど、駐在さんの協力をいただいて講習会を行った地区もございますので、今後、警察の協力をいただきながら、お話のように交通事故防止の啓発を目的とした講習会の回数を広めていけたらよいかというふうに考えております。

実車試験という状況もありまして、年々、技術の講習という部分もどうかということにもなろうかと思いますが、この点は、教習所のような会場と指導者の技量が必要となりますので、集落を回ってというわけにはいかないかと思いますが、市町村によっては独自で教習所での講習を行っているというところも聞いておりますので、参考に研究をさせていただきたいというふうに思っております。

高齢ドライバーが運転する自動車につきましては、国のほうでサポカー補助金の受け付けがこの9日から始まりました。村としても来年度から高齢者先進安全自動車普及対策補助金というものをつくりまして、まず第一段階としてベダル踏み間違い急発進抑制装置というものを装着した場合に補助ができるように予算の提案をさせていただいております。この件につきましては予算特別委員会で説明をしたいというふうに思います。

また、引き続き巡回バスなどの公共交通の確保と免許返納者への無料パスの贈呈などで、その利用促進を図ってまいりたいというふうに思っております。

高齢者の運転についてということでございますが、いずれにしましても、講習にしる、補助にしる、当事者にそういった意識といいますか、意欲がございませんと、参加していただいたり導入ということにはつながっていきにくいかなあとと思います。自分を守るためにという御指摘でございますが、高齢になるほど自分の運転に自信がある方の割合が高くなるというデータもあるようでございます。なかなか都合の悪いことは認めたくないという意識なのかもしれません。そのあたりの気づきをいかに促すかということと、運転に不安が生じる前の段階、例えば後期高齢者になる前までに年を取ったらどういうふうにしようということをそれぞれの皆さんが真剣に考えておいていただくことが重要ではないかというふうに考えております。

○8番

(柳生 仁) ちょっとうまく聞こえなんだけど、70歳のときには免許の講習に行ってきた、75歳までは特に難しい講習はなくて済んじゃうのかなあとと思います。私は、村が無理やりやれっていうんじゃなくて、地域と連携しながら、高齢者により安全運転してもらうために、要するに事故がなければ本人もいいし、また被害に遭わない方

もいいわけありますので、ぜひとも村としても取り組んでもらいたいわけあります。

今は全国的にも免許の返納者が増えてきたと思いますけども、そうした中で、当村では、なかなか、一旦返しちゃうともう取得できないんで、なかなか返せないっていう方が多くおります。そんな話を聞いたときに、こういった村にダイヤモンドタクシーがあるよっていうお話をし、総務課へ行ってちょっと詳しく聞いてくれんかって言って、先日もある方から電話ありまして、どうなっておるかという話があったわけありますけども、そういった話をした経過はあります。

若者が後継ぎでおれば免許を返しても問題ないわけありますけども、中山間で、年配で暮らしている場合は、免許を返してしまうと農地の保全もできなくなってきました。また、買物などはダイヤモンドタクシーとかタクシー使えばいいわけありますけども、そういった面では、地域の環境整備にはどうしても運転免許は欠かせないわけありますので、いま一度、ドライバーの操作ミスが起きないような村独自の取組を何とか期待したいわけありますけども、何か考えていただける仕組みはないかどうか、検討してもらえるかどうか、再度お願いします。

○村長

総合的な免許を返納した場合の交通体系の在り方にも関わってきますし、中川村は、こういう地形の特性もありますので、なかなか返せない、返せないとしたら、そういう人たちの安全をどうすればいいんだっていうお話もありますので、単純にはお答えできないだろうけれども、公共交通会議ですとか過疎地有償運送、いろんなところでこの話題は出ておりますので、具体的にそういう返納した皆さんにどうやって応えていくか、それとともに公共交通の宣伝、乗りやすい体系はどうしたらいいかっていうことも常に考えておるところです。

それと、もう一つ、返納できない、どうすればいいんだっていう話についても、免許がなくて、もうちょっと手軽に行ける、免許が要るのかもしれないかもしれませんが、コンパクトな、いわゆる電気自動車みたいなものを導入して、これを足に使ったらどうかというようにことがもう実証的に始まっているところもありますので、こういったことも見ていく必要があるだろうと。中川村には、これはもう関係がないというふうに言わないで、いろんなところで可能性を探る必要はあるというふうには思っております。

今のところ、そういうふうなことしかちょっとお答えできませんが、よろしく願いします。

○8番

(柳生 仁) 今、村長から一歩前へ進んだ電気で動く自動車みたいなものっていう話がありまして、2月の12日に豊田市に視察に行ったときに、豊田は進んでおりまして、完全電気自動車があって、50km距離は走れるんだっていう話がありまして、そこは買物の荷物も積めるっていう、速度もせいぜい15~10キロ、50キロも出ないのかなあ、安全な乗り物があったわけあります。時代として、そういう時代になっていくのかなあと思いますけども、その場合も、やっぱり運転免許が要るので、免許を返納しちゃうと乗れないっていうことであります。

ぜひとも、中山間などを抱えている中川村、これが中川村を支えておると言っても

過言ではないと思っておりますので、こういった中山間の高齢者がより安全で運転できる環境整備、これは村として大きな課題と思っております。今どうすればいいっていうことは私には分かりませんが、今後検討していただくようお願いいたします。

以上、ちょっとまとまらない最後の話になってしまったわけですが、特に高齢者の運転は全国的にも大きな課題と思っておりますので、ぜひとも考えていただくようお願いしまして、質問を終わります。

○議長 これでは柳生仁議員の一般質問を終わります。  
ここで暫時休憩とします。再開は午前11時とします。  
[午前10時50分 休憩]  
[午前10時59分 再開]

○議長 会議を再開します。  
休憩前に引き続き一般質問を行います。

○6番 6番 中塚礼次郎議員。  
(中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました2問について質問をいたします。  
最初に、「新学習指導要領実施による小学校の英語教育とICT活用学習について」の質問を行います。

2020年度文科省予算は、前年度比2億円減の5兆3,060億円となっており、18年度からの3か年で学校整理を行う臨時、特別の措置、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策は20年度が最終年となり、別途1,092億円を計上しております。

安倍総理が高等教育の無償化と強調する高等教育の就学支援制度は、消費税増成分を財源とする貧困対策のための社会保障関係費として内閣府に予算計上がされております。

2020年4月からの小学校の新学習要領の全面実施に伴い、小学校の英語専科指導員や中学校の生徒指導、支援体制の強化として3,726人の加配定数の増員を行うとされています。しかし、そのうち2,000人は、現在、算数や理科で行っているチームティーチングから4,000人を20年度、21年度で2,000人ずつ英語専科指導員へ振り替えるもので、差し引き1,726人の改善に過ぎません。しかも、少子化、学校統廃合に伴う教職員の自然減を3,925人と見込むため、実質は2,199人の減となると言われ、子どもたちへの行き届いた教育の保障と教員の多忙化解消のために、これは切実な問題、課題だというふうに考えます。それで、教育現場の現状から、この点について考えをお聞きしたいというふうに思います。

○教育長 小学校英語の専科教員は、県で毎年20名配当されて今年度で2年目になりますけれども、18学級以上の小学校を中心に配置されておまして、上伊那では、現在、南箕輪小学校に1名、伊那市に2校兼務で1名、駒ヶ根市に3校兼務で1名の3名が配置をされているところであります。そういう現状の中で、基本的には担任が授業をしますが、英語の発音など、自信を持って指導できる先生ばかりではないと思います。それで、中川村では、現在、中学校の村費のALTの先生と英語活動指導員の先生に小学校高学年の英語活動の授業を支援してもらっています。来年度本格実施に向けて、

小学校にもさらに村費のALTの先生を非常勤でお願いして対応していきたいと考えているところです。ぜひ、県の英語専科教員のさらなる配置を要望していきます。

それから、中学校の生徒指導、支援体制の強化についても、現在は村費で生徒指導員の先生を配置しているところですが、ここについても、ぜひ県の配置をお願いしたいというふうに思います。

教職員の自然減を見込んでというふうに言いますが、現実には教員の数が足りないことがあります。これについては、欠員補充という形で、県で講師の先生を依頼し、配置をするわけでありまして、今は定年の教員も再任用で継続して勤務をすることが多いために、講師に応募してくれる人が少なく採用に苦慮しているという現実であります。

○6番 (中塚礼次郎) 今、教育長のほうからお答えがありました。教員の働き方改革も進めていかなければならないという現状の中で、4月から小学校の英語教育というようなことが本格的に始まるというふうな中で、村としても大変なことは十分承知しております。学校教育については県の果たす役割が相当大きいわけでありまして、県に対しても声を上げていかなければならないというふうに考えますので、ぜひ、その点も力強く県のほうへ要望して進めていただきたいというふうに思います。

それでは、新学習要領では、言語能力と同様に情報活用能力が学習の基盤となる資質、能力と位置づけられたことや、学校でのICTを活用した学習活動の充実の明記を受け、GIGAスクール構想を打ち出しております。23年度までに国公立の小・中・特別支援学校の校内LANの整備と児童生徒1人に1台のパソコン端末の整備を一体に進めるため、19年度の補正予算で2,318億円を計上しております。

新学習要領の下で、小学校の英語教育は20年度から3・4年生で外国語活動を実施、5・6年で教科化されます。これにより、小学3年～6年の授業時間が週1こま相当増加するため、その負担の軽減として英語専科指導員1,000人を加配するとし、18年からの3年間で3,000人の加配計画ですが、専科指導教員の確保もままならず、地域によっては3校から5校を兼務する、加配されず担任が対応せざるを得ないなどのケースも出ていっているとされております。小学校3年～6年生は授業時間が年間35時間の実働となり、子どもたちにさらなる負担を強いることになるのではというふうに考えますが、現状から予想されること、それから対応、取組についての考えをお聞きいたします。

○教育長 言語能力と同様に情報活用能力が学習の基盤となる資質、能力となることは、御指摘のとおりだと考えております。将来、学習や、またテスト等もパソコン端末を使用して実施されるようになれば、持てる力を十分発揮するためにも必要な能力となることと思います。そのために、ICT活用の環境整備とパソコン端末機器の整備を進めていきます。と同時に、プログラミング教育も校内の堪能な先生を中心として先生方が学び合うという形とともに、ICT支援のできる方のサポートを依頼していきます。

プログラミング教育で願う論理的思考力は言語力と算数、数学の力が基になっておりますので、この基礎的な力をしっかりと育てたいと思います。

英語活動、英語科の3年～6年生における年間35時間の増加については、今年度も試行という形で実施をしております、1日に12分間のドリルの時間を週4日行うことで、漢字練習等をして週1こま分を生み出してしております。来年度も、この形でカリキュラムを組んで実施していきます。

○6 番 (中塚礼次郎) 1日12分の実施というふうな今お答えがあったわけですが、私がちょっと質問……。授業時間が35時間になるっていうことは、実働になるということは、子どもたちの負担という点ではどのように考えられておりますか、その点を。

○教育長 確かに心配をされる場所でありまして、その点、いろいろ話し合いをする中で進めてきているところでもありますけれども、現状、今お話ししましたように、ドリルの時間の活用、利用によって、例えば漢字練習をそのところでしていくとかいう形でカリキュラムを組むという方向で進んでいくということでもあります。

○6 番 (中塚礼次郎) 相当なやりくりをしなければ子どもたちに英語教育をしていくということはなかなか難しい状況だというふうに思います。何とか、できるだけ子どもたちに負担を強いることのないようお願いしたいというふうに思います。

それでは、次にICT化のことでありますが、学校のICT化は従来の教育のICT化に向けた環境整備5か年計画、これは18年～22年のものです、それに基づき地方財政措置、単年度1,805億円で進めてきましたが、19年のコンピューター1台当たりの児童生徒数は5.4人、普通教室の無線LAN整備は41%という状況であります。GIGAスクール構想は、地方財政措置も継承しながら、さらに19年度補正予算で補助金として2,318億円を計上し、合計4,123億円と莫大な規模の予算の一大国家プロジェクトとしてコンピューター1台当たり4.5万円の補助、校内通信ネットワークは2分の1の補助で学校のICT化を強力に推し進めます。

ICTの活用は、より効果的な学習や遠隔地、病児、特別支援教育などの学習環境整備などのメリットがあるのは事実と考えますが、一方で、中教審では、学校のICT活用で、経産省の未来の教室とAIや動画、オンライン会話等のデジタル技術を活用した革新的な教育技法の提言や、文科省の狩猟採集社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く人類史上5番目の新しい社会、人工知能、AIなど先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会課題の解決を両立していく社会に向けた人材育成が提起する一人一人の子どもに個別最適化された学びの推進を検討しております。これにより、公教育への企業参入を一層進め、集団的な学びの軽視、教育の画一化につながるおそれがあるのではというふうに考えます。また、学力格差をさらに広げるのではというふうに考えるわけですが、この点についての考えとICT活用学習への取組、考えについてお聞きをいたします。

○教育長 現行の教育のICTに向けた環境整備5か年計画では、学習者・指導者用コンピューターや大型テレビの配備とインターネット及び無線LANの学習環境整備とともに、統合型公務支援システムやICT支援員などの教職員の働き方改革に帰するところも処も目標とされております。今お話のありました昨年示されたGIGAスクール構想で目指すべきものは、子どもたち一人一人に個別最適化され、想像性を育む教育IC

T環境をつくることとしております。それは、学びにおける時間、距離などの制約を取り除いて、いつでもどこでも学べること、個別に最適で効果的な学びや支援ができること、プロジェクト型学習、これ課題解決学習といえると思いますけれども、これを通じて想像性を育むことなどであります。それとともに、ここでも、教職員の働き方改革に加えて、学びの知見共有として教師の間での経験値の活用が求められてくるわけでありまして。また、具体的な実現のための整備費調達に加え、実現の方法として学校ICT環境の整備調達をより容易にすること、クラウド活用により使いやすい環境にすること、全ての教職員がすぐ使えるようにすること、そして、議員の説明のありました5Gや教育コンテンツを活用して未来に学びを実現すること、民間等の外部支援によって導入、利活用を加速させることなどの学習環境、教職員の働き方などの枠を超えた、まさに教育改革が求められているわけでありまして。

公教育への企業参入や集団的な学びの軽視、教育の画一化への懸念につきましては、学習者である子ども、教育者である先生方の在り方によるというふうに考えます。

全ての子どもたちが利用しやすい環境を求めた場合、現状としては、巨大IT企業の作り出してきた携帯電話ですとかパソコンですとかという環境でしか実現できないことは御理解いただきたいと思います。

学びに方向については、時代の変革期ですので、教員の皆さんには積極的にICT環境を利用することで公務時間を削減し、子どもたち一人一人に合わせた学びによってAI、人工知能に代替されない想像性を育めるように、一層子どもとの時間を持つことに取り組んでいただきたいというふうに考えております。

○6 番 (中塚礼次郎) 学校教育へICT学習活動を取り入れていくという国の方針は、今、教育長のお答えのとおり、考えているのは理想的なものがあるというふうに思うわけですが、私が一番心配するのは、そうでなくても小学校を卒業するまでの間に本当によく理解できなくて、国語や算数など、大事な基礎の部分に分らないままに高学年になっていくというふうな現状が今あるというふうに思うんですが、それに加えて、今度新たにICTのパソコンを思うように使えるようになるっていう、子どもたちが例えば自分の学習集中力をパソコンのほうに取られたりというふうなこと、うまく活用してそれがないようにしていくんだっていうんだけど、その点が一番心配されますので、結局、それ専門の先生たちばかりには任せないし、全員の教職員の人たちがこれをまずマスターして子どもに教えるということは大変なことだというふうに思いますが、その点をじっくりよく先生方の相談しながら進めてもらわないと、ますます子どもの学力の格差が拡大して置いていかれる子どもたちが出ていく、結局、それが日本全体の最後の生活力まで影響して、大きな格差に、経済的な格差に広がっていくというふうに思いますので、その点を十分に配慮して活動、授業を進めていただきたいというふうに思います。

それでは、時間が大変気になりますが、次の質問に移ります。

次の質問は、道路改良についてであります。

2020年度の生活基盤維持のための予算は、村道の維持管理関連経費としまして

4,668万円、村道の6路線の改良工事関連の経費として1億4,100万円、拡幅修繕工事4,010万円が計上されて、道路などの維持、保全、改良への取組が進められます。道路改良工事は計画的に進められているわけではありますが、早期の改良が必要となる路線について質問をいたしたいと思います。

早期の改良が必要となる路線、改良を必要とする箇所も含まれるわけではありますが、これは、北林飯島線、西小学校経由七久保へ至る道であります、それと針ヶ平七久保線の交差点から豊信合成入り口と七久保線の交差点で、この改良については今まで針ヶ平地区の要望として上げられてきているかというふうに思いますが、それで、現在、この改良計画に挙げられているかどうかを、計画の中に挙げられているかをまずお聞きしたいと思います。

今現在は挙げておりません。

(中塚礼次郎) 今、建設水道課長にお答えいただきましたが、改良の計画には挙げられておらないということですので、さらに質問を進めたいというふうに思います。

改良が必要とされるこの両路線は、針ヶ平・横前地区からの役場、学校、公共施設、診療所、商業施設などへの重要な生活道路であります。また、通学路にもなっております。村内企業として長い歴史を持つ会社であります豊信合成があり、毎日、下請会社の従業員も含め130人～140人の従業員が通勤に利用されております。また、七久保針ヶ平にある飯島セラミックの通勤道路としても利用がされております。改良が必要となる理由として挙げられる点は、針ヶ平地区から右折れ、学校、役場、チャオ、153号線利用がしづらい点、それから交差点での豊信合成方向左折れが鋭角であり、上り勾配がきついため通行しづらい点、3つ目に西小学校方面からの大型車が交差点での切り返しは何回も必要となり上りと下りの利用の車の渋滞が多発している点、4つ目に153号からのナビ利用の大型車が針ヶ平七久保線に誘導されてくるケースが大変多いと、これは豊信よりききとりをいたしました。5つ目に、北林飯島線から七久保農免道路への利用の場合、踏切を渡り、左折れをし、右折れをし、住宅地で道幅も狭く、針ヶ平七久保線の大型車を含めて利用が多い点などが挙げられるわけです。これらの点からも早期の改良が必要だというふうに私は考えますが、早期の改良についての考えをお聞きしたいと思います。

村が管理しております村道針ヶ平七久保線につきましては、現在7割ほど改良が進んでおりまして、県道北林飯島線交差点からの路線箇所と針ヶ平水源東側の路線が未改良となっております。

御質問のありました県道北林飯島線交差点につきましては、地元地区からも毎年改良の要望があり、役員の皆さんと現地確認を行っております。県道管理者である伊那建設事務所へ要望し、一部、擁壁の撤去等により見通しの改善を行っていただきましたが、引き続き全体的な交差点改良の必要性は認識をしております。

県からは、交差点改良は村道側で行ってほしいと言われております。具体的にになりますけれども、先ほどありましたとおり、交差角が鋭角というような中では、理想的

な直角交差が必要となってきますが、そういった関係で、どこまでそういった線形を直していけるのか、また隅切りをどのぐらい取れるか等々の構造、また交差点の進入部についての停止区間の確保、一般的には延長で20mぐらいが縦断勾配で2%程度と言われておりますが、そういった修正等が必要になってきます。そうしますと、それなりの事業費が必要になってきますのと、また県の公安委員会との交差点協議も必要になってきます。また、起債対象事業につきましては規定の要件を満たす必要があることから、当該路線改良の事業化については、村の現在進めております道路事業の総体的な予算の中で、現在進めている道路改良事業の進捗状況等を勘案して検討してまいります。

○6 番 (中塚礼次郎) 質問自体が予算を伴うことでありますし、計画的に村でも道路改良を進めておるといふ現状の中からは、大変、すぐにといふふうなお答えは頂けないとは予想しておったわけではありますが、今、課長が言いましたように、前向きな姿勢でもって県等とも話を進めておるといふふうな内容でありますので、できるだけ早く、南向地区も結構大がかりな道路改良が今進められておるとし、終わる路線もあるわけです、片桐から上の農免道路に上がるほぼ真つすぐな道が今ところ1本もないというふうな状態で、北林飯島線、さっきも言ったように道も狭いというふうな七久保地区を抜けにゃならないという現状もあって、そういった意味でも、できるだけ早い改良をお願いしたいということをお願いして、私の質問を以上とさせていただきます。

○議長 これの中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

次に、7番 桂川雅信議員。

○7 番 (桂川 雅信) 質問通告によりまして質問をいたしたいと思います。

私の質問は、大きく2つです。1つ目は気候変動の問題、もう一つは文化財保護の問題です。

ちょっと説明が長くなりますので、大きな1問、大きめの2問目をまとめて質問いたします。1問目終わったら御回答ください。2問目が終わったら、また文化財についての御回答をお願いしたいと思います。

最初に、「気候変動危機を行政と村民の共同の力で乗り越えるために」ということで質問いたします。

COP25では、パリ協定の実行性を高めるために2050年までに産業革命以降の気候変動を1.5℃以内に抑えるように呼びかけました。国連の気候変動に関する政府間パネルの「1.5℃特別報告書」は、世界が取り返しのつかない事態を回避するには2030年までの取組が重要と指摘しています。

一方で、我が国では2018年の電力各社の石炭火力発電量は全発電量の30%でしたが、このままでは2028年には37%にまで増える見込みです。これは、国の目標の2030年度で26%を大きく上回る計画でありまして、環境省は2030年度の温室効果ガス削減目標やエネルギーミックスを達成できないというふうに環境省自身が認めています。日本政府は、我が国が近年被っている気象災害を人ごとと見ているのでしょ

か。この20年近く、我が国の繰り返し豪雨に見舞われた温暖化の影響が人々の目にも明らかになってきています。

ドイツのシンクタンク、ジャーマン・ウオッチは、2018年の気候変動による各国の被害状況を死者数や経済的な損失を基に分析した報告書の中で、世界で最も深刻な影響を受けたのは日本だったというふうに報告しています。これは、2017年には被害状況で36位だった、これは日本ですが、日本は36位だったのですが、2018年に第1位となってしまっています。その要因として、西日本豪雨、猛暑、台風21号と、連続する3つの気象災害を上げています。日本の2018年の猛暑と豪雨は、世界で最も温暖化の影響を強く受けた、強く表れた国として挙げられています。

2018年7月23日、気象庁は臨時記者会見を開き、猛暑を命の危険があるような暑さ、1つの災害と認識していると発表しました。一昨年、2017年の熱中症による年間死者は1,581名、中でも7月は1カ月で1032名と記録的な死者数でした。1カ月で1,000名を超える死者というのは、近年の水害でも見られない大災害の被害です。これらの数字は、国の発表が後から出されますので、国民にはほとんど伝わっておりませんが、今や夏の猛暑は災害そのものであります。

ジャーマン・ウオッチ報告書では、気候変動による2018年の我が国の損失額ですが、358億ドル、約4兆円だとされておりまして、世界第3位だったとも伝えております。

日本の暑さは、人の健康だけでなく、植物の栽培や企業経営にも打撃を与えており、地球温暖化は私たちの国土と生活そのものを破壊するレベルに達しております。地球温暖化によって海水温が上昇し、水蒸気量が増加することで線状降水帯の発生と降雨量の増大が明らかになっていきますし、毎年発生する台風も巨大化し、900ヘクトパスカル以下のスーパー台風も既に出現しています。

昨年の台風19号は、たまたま東にそれたので伊那谷は大規模災害を免れましたが、19号台風がそのまま北上していたら、私たちは三六災害以上の甚大な被害を被っていたことも容易に想像できます。

我が国が世界でも地球温暖化の影響をまともに強く受けている国の1つとなっているのに、私たちは政府が何もしないからといって黙って見過ごしてよいのでしょうか。地球温暖化の影響は、私たちの代で終わるわけではありません。私たちの生きてきた時代に生み出した負の遺産を孫、子の時代まで押しつけてしまうというトンでもない借金を残してしまうことになります。

年配の皆さんには、ぜひ思い出していただきたい。我が国は1950年代から60年代にかけて全国に水質汚染と大気汚染が拡大し、世界でも公害大国と言われた時代がありました。そのときに4大公害裁判をはじめ全国で公害反対運動を繰り広げたのは地域住民であり、それを後押ししたのは地方自治体の公害防止条例でありました。国がまともな法的規制を行わない中で、自治体が住民の命と暮らしを守る防波堤となったんです。このことが、その後の1970年の公害国会での公害対策基本法と公害関連法改正につながったのでした。今でもこれらの法律に規定されている上乘せ条例、横出し

条例、あるいは直罰規定は、公害国会以前に地方自治体が行った公害規制を国が追認したものであります。

昨年、2019年12月6日に長野県と県議会は共同で気象非常事態宣言を発表し、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロを達成するとしました。その宣言では「県民一丸となった徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進、さらにはエネルギー自立分散型で災害に強い地域づくりを進め、もって本県の持続的発展を期するものとする。」としています。この宣言では「気候変動に対する地方政府や非政府組織の果たす役割の重要性が世界的に強調されている」とも述べており、実際に気候変動への対策を進めるのは地方自治体であるとの認識を示しています。

中川村では、このような動きの中でどのような気候変動対策を進めようとしているのか、考え方をまず聞きたい。

次に行きます。

2、気候変動によるリスクを最小限にとどめるため何をなすべきか。

猛暑や異常気象といった気候危機は、今後、村の生産活動や日常生活にも影響を与えることが予測されています。

県は、気候変動対策として緩和と適応を挙げていますが、ここでは、まず気候変動によるリスクを最小限にとどめるために適応の課題から行政の取組を問いかけます。

我が国の農産物は、気象状況を生かした品目を栽培することで、どの地域でも生産を伸ばしてきました。作物の品種改良は、ある土地の気象条件を前提に行われてきたものであり、作物栽培は気象条件においてある一定の許容範囲を持っています。

例えば農水省が発表しているリンゴ栽培に関する自然的条件に関する基準では、年平均気温6℃以上14℃以下、すみません、空欄になっているところは年平均気温です、4月1日から10月31日までの平均気温は13℃以上21℃以下、低温要求時間1,400時間以上となっています。低温要求時間ってというのは、日平均、1日のうち気温が7.2℃以下の時間数を言っております。これが累積して1,400時間以上が必要だということになっておりますが、2018年と2019年の気温データ飯田を整理しますと、年平均気温は2018年が13.8℃、2019年13.6℃、4月1日から10月31日までの平均気温、これは私の積算ですが20.2℃、2019年は19.7℃でありました。リンゴ栽培の案内書では、日本の主産地である青森、長野などでは年平均気温が10℃前後の地域と記載されていますが、ここ数年の気温の上昇傾向はリンゴ栽培にとって危機的な状況となっていることを示しています。

リンゴだけではなく、私たちがこれまで当然と考えていた適地作物そのものを改めて考え直す時期に来ており、温暖化に対する適応能力が問われていると考えます。

気候危機は、村の農業従事者にとっては試練のときですが、既に九州、四国では亜熱帯植物の栽培に成功して収益を上げている地域もあります。「災い転じて福となす」ように、特に若い就農者に対しては早い時期での作物転換を促す施策が必要と考え、以下の提案をします。

①温暖地品目の奨励と開発、継続的・段階的な移行。

果樹のように年1度の収穫となる作物は、作物栽培の転換を行ってもすぐに収益がついてくるわけではありません。したがって、農地の造成や栽培施設の建設、苗の購入などの支援だけでなく、適切な収穫量が得られるまでの期間の所得を補償するなど、災害時の復興支援に見合った制度もあってしかるべきと考えます。県は気候変動対策として緩和と適応を挙げているのですから、県や国に対しても適切な制度の確立に向かうよう要求すべきと考えますが、村長の見解を聞きたいと思います。

一方で、稲のように農試が長く主体的に品種改良に取り組んできた作物については、県に対する要請を地域から広げていくことが重要と考えます。村内で広く栽培されているコシヒカリは、もともと寒冷地仕様に品種改良されたもので、コシヒカリの味を決めると言われている出穂後刈り取りまで日平均気温が24℃とされていますが、気象庁飯田の8月1日から9月15日までのデータを整理しますと、2018年が25℃、2019年が25.7℃となり、既に栽培に適した理想的な平均気温を超えてしまっております。若手の農家が希望を持って取り組める作物品種の開発、奨励、また、それらへの段階的な移行に速やかに着手する必要があると考えますが、村としての考え方を聞きたいと思います。

#### ②少量多品目栽培の優位性を発揮する。

気候変動による異常気象下では、単一作物の大規模栽培は気象条件によって被災した場合の被害も大規模になり、リスクが拡大してしまいます。村内では、もともと少量多品目栽培が主流でありますので、気候危機の下では、本来、有利に働く仕組みとなるはずであります。この有利さを逆に利用する必要があると考えます。今後開設される普及センターなどの販売計画も、これからは多品目栽培の特徴を生かした営業戦略が必要だと思いますけれども、どうでしょうか。

#### (3) 低炭素化社会への移行を村から始め、かつ村の収益向上にもつなげるべき。

気候危機への対応は、緩和と適応です。村の生産活動を気候変動に適応させるような取組を進めつつも、抜本的な解決のためには温室効果ガスの削減をさらに飛躍的に進める必要があります。その根幹となるのは再生可能エネルギーへの転換です。そのための提案を以下に行います。

#### 1、県のマイクログリッドを活用した再生可能エネルギーの村内への普及を目指す。

県企業局は、県営水力発電所で発電した電気を自然災害などによる停電時にそれぞれの地元地域の行政機関や避難所などに直接送る構想に向け調査に乗り出すことが伝えられています。

私は、将来的にエネルギーの地産地消を進めなければ最終的な地球温暖化対策にはならないと言いつけてきました。この動きは全国的にも強まってきており、県企業局の構想もその1つと考えます。

地域の電気を地域で賄うことができれば、膨大なエネルギーロスもなくなり、エネルギー収益が地域の収益に還元される意味でも理想的なエネルギー循環を目指すことができます。

将来的には、県企業局がこの構想をさらに発展させて、非常時だけでなく通常時に

も地域に送電できる仕組みを検討するように話を進めてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

#### 2、村内の再生可能エネルギーの賦存量と活用効果を再検証すべきです。

2018年度に行われた小水力発電事業の可能性調査は、農業用水路での事業化を目指していましたが、最終的には農水省関連の補助金を投入することによって売却益の一部を返還するという事で採算が取れず、不採用となった経緯があります。しかし、この経過を見ますと、コンサルタントの力量が不足していたことは明らかであり、エネルギー事業に対する国の政策をよく理解しているようには思えません。村内において再生可能エネルギーの普及を目指すには、年々変わる国の政策をよく理解し、かつそれらの適応可能性を探ることは本来のコンサルタントの仕事であります。この事業が当初から農業用水路での事業化を考えていたとしても、水力発電事業への見識と国の施策をマッチングさせる能力がなければ、単に水量調査を行って結論を導いただけに過ぎません。コンサルタントへの発注とは、事業を成立させるための知恵を購入することでありますから、それにふさわしい能力のあるコンサルタントを選定すべきであります。近年では、関連する事業の補助金は農水だけでなく、国交省、環境省、経産省など多くの省庁がSDGsに沿って予算を組んでおり、農水省だけにターゲットを絞っていると思わぬ失敗もします。

再生可能エネルギーの村内への普及を目指す際、出力エネルギーによって利用方法も異なってきます。得られた電力を単に売電だけで収益を得るのか、地域に電力そのものを送電して利用する方法がないのか、エネルギーは熱と電気の双方が得られないのかなどなど、村として検討すべき課題は、まだまだたくさんあるはずでです。特に村内の再生可能エネルギーの賦存量を把握するという点では、水力と有機廃棄物の利用は未知数に近いと思われます。エネルギー賦存量の調査とは、地域が持っているエネルギーという貯金のうち、どれだけ使えるのかを正確に把握する調査のことです。貯金が幾らあるのかも分からずに投資をする人はいないでしょう。地域のエネルギーを有効に使えば、最終的にCO<sub>2</sub>が幾ら削減でき、村として収益を幾ら上げることができるのか、ここが肝腎なところであります。エネルギー賦存量は、あそこは駄目だ、ここは駄目だと最初から予断をもって排除するのではなく、専門家の知恵も動員して、あらゆる資料を駆使して可能性を再検証すべきであると考えますが、村長の見解を聞きたいと思います。

○村長 それでは、幾つかの質問を関連したところでお聞きいただいたところですので、一つ一つお答えをしたいと思います。もし答えになっていなかったら、また、質問したことが落ちて、答えが落ちておりましたら、また御指摘をいただくということで、最初に気候危機対策は自治体が率先した取り組みをすべきであるというようなことに関しまして、村はどのような気候変動対策を進めようとしているのかということについて、まずお答えをします。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきまして第2次中川村地球温暖化対策実行計画2019～2023年を策定しております。この計画では、政府の目標値に合わせてあ

るところでありまして、2023年度までに2013年度比で温室効果ガス、CO<sub>2</sub>ですけど、25%を削減する、2030年度までに2013年度比で40%を削減すると、こういう目標であります。これは、御指摘のとおりCOP25の提唱しております目標値より低く、2050年度までにカーボンニュートラルの達成に向けてという課題の中では、削減計画を早めに見直すべきだというふうに私自身も考えております。まず行うべきことは3点。まず、現計画を実行し2023年度の削減目標をクリアするために、実施計画、これは村が毎年行っております事業実施計画の中で、行政が行うことを、これを確実に実施計画に反映するということでもあります。2点目、村民に二酸化炭素の削減をできることから始める啓発に力を入れる。3点目は、COP25の提言に近づけるよう2023年度到達目標を前倒ししていくということでもあります。当然、しかるべき時期に計画についてはもう一遍見直しをして、前倒しをするということでもあります。

次の質問、気候変動によるリスクを最小限にとどめるために何をなすべきかということでもあります。

最初に、適正な収穫が得られるまで所得補償するなど、災害時の復興支援に見合った制度もあってしかるべきであると、国、県に対して適切な制度の確立に向かうように要求すべきだと思うが、村長の見解はということでありまして、現状の支援につきましては、村が行っておることについて少し申し上げますが、基盤整備ですとか施設の建設、苗木購入の補助などが主でありまして、所得補償をしていくという制度はございません。かつて民主党の政権の時代には、お米に関しての栽培について直接支払い、直接的な補償制度を設けておりましたが、これは今ありません。

所得補償に近いものとしましては、農業人材投資資金、これは新規就農を5年間で150万円ということがあるわけでありまして。県に対しましては、今後の気象変動を勘案した地域別の作物誘導や栽培指導、また、それに対する支援策を要望していくことは必要であるというふうに考えております。

農作物の災害についての補償としましては農業共済がございます。果樹で言えば果樹共済でありますけれども、長野県で引き受けているのは5つでありまして、新たな品目の導入に伴う補償はありません。村は掛金の2割を助成しておりますが、果樹栽培が盛んな松川町、豊丘村については3割の助成をしておるということでもあります。

また、収入保険についてであります。新しくできた保険制度であります。これは、品目に限らず、収入に対しての保障であります。青色申告の農業者に限られておるわけでありまして、この収入保険に対する支援についても専門の農家から聞き取りを行、研究する必要があると考えております。

まとめて申し上げます。気候変動の影響軽減のための備え、温暖化する地域を見越して国、県に具体的な支援対策を求めるということにつきましては、長野県の町村会では専門部会というものをつくっておりますので、該当している部会のほうから国、県に要望を提案していく、これを私も町村会の中で申ししていきたいというふうに考えております。

それから、もう一つの質問です。若手農家が希望を持って取り組める作物品種の開

発、奨励、それらへの段階的な移行に速やかに着手すべきであると考えているということですが、現在、中川村で作付している温暖地系の品目ではありますが、果樹につきましてはマイヤーレモン、イチジク、ユズなどがありますが、栽培件数自体は少ないところでもあります。マイヤーレモンにつきましては、洋菓子店で利用されるなど人気があるというふうに聞いておりますので、思い切って温暖地の作物で勝負をしていくというのもありかなと思います。ただし、これには、雨が当然多くなるということがありますので、当然、まだまだ状況の中で、温室栽培、こういったものを考えるということが必要かなあというふうに思います。ただし、全国には岡山県でバナナを作っていたり、パパイヤが九州の南部地区、果ては、茨城県的那珂市、ここでは青パパイヤなるものをつくっているようでもあります。さらに驚くべきは、マンゴーを北海道の十勝音更町と読みますか、で完熟マンゴーというものを銘打って作っている。ドラゴンフルーツ、ここ中川村の方も作っている、今いるんでしょうかね、過去、つくっていらっやいました。沖縄県ですとか、驚いたことに高山市、岐阜県の新平湯温泉で作っているようでもあります。等々、こういうようなことでもありますので、温暖地系の品目の産地化の研究を進めることは、もうこれから必要になってくるだろうなというふうに思います。

稲作に関しましては、コシヒカリ以外の適作種の奨励ですとか普及、栽培指導をしかるべき機関に求めていきたいというふうに思っております。

次に、若い就農者には早い時期での作物転換を促す施策が必要であるということですが、今お答えしてまいりましたとおり、そのとおりと考えます。

白馬村につきましては、非常事態宣言を発し、南箕輪村議会も決議し村に迫っているというふうに聞いております。

県に対しましては町村会を通じて、国に対しては全国町村会を通じて要望をしていくということと考えております。

単一作物の大規模栽培は、被災した場合リスクが拡大する、村中ではもともと少量多品目栽培が主流であると、普及センターなどの販売計画も、今後、多品目栽培の特徴を生かした販売戦略が必要ではないかということでもあります。これにつきましてはですが、今現在作っておりますリンゴですとかブドウなどは、これは品種がたくさんありますので、品種のシリーズ化によって長期販売、労働力の分散を図ることが当然できるだろうと思います。

野菜については、少量多品目の栽培をする若手農業者が非常に増えてきております。この方たちの多くはインターネット販売や直売所などでの販売も行っておるところであります。交流センターでも少量多品目の野菜の販売を担っていくことになると考えておりまして、こういった面で直売所の充実、地産地消、この地でなければ買えないような売り方、セット販売など、様々な営業戦略をこれからはやっぱり考えていく必要があるだろうなというふうに思っております。

それから、低炭素社会への移行は村から始め、かつ村の収益向上にもつなげるべきであるということでありまして、このことについて、県の企業局の構想ではエネルギー

ギー収益が地域に還元される意味でもいろんなことを考えているということであるようでありますので、このことについてお答えをしたいと思います。企業局につきましては、地域連携水力マイクログリッド構想というものを持っておるようであります。現在、県議会が開かれておまして、県議会の企業委員会に提案をし、同意が得られれば調査から着手をするというふう聞いております。

村にある発電所は四徳発電所というのがあります。ただし、水量が少なく出力が小さい、凍結することから、冬期は、これは現在発電をしていないということが多くあるわけでありまして、こういった現状から、企業局であるがゆえに、費用対効果を考えると高い壁が非常に見えてくる、すぐに見えてしまうわけでありまして、県全体の構想としては進めていくことであろうかと思われましますので、投げかけていく価値は十分あるというふう考えております。

そして、村内の再生可能エネルギーの賦存量と活用効果を再検証すべきであるという御質問であります。水力と有機性廃棄物の利用等につきましては未知数であるということで、最初から予断をもって排除するのではなく、あらゆる資料を駆使して可能性を再検証すべきと考えるがという御質問であろうかと思ひます。

御指摘の事業につきましては、平成29年度に農水省の補助事業、農山漁村6次産業化対策事業を活用して行ったものでございまして、維持管理費の捻出に苦慮していた用水組合からの依頼によりまして小水力発電の可能性の調査を行うことになり、併せて水量や落差などにおいて適地と見られる2か所と、合わせて3か所を調査したものでございます。細かいことについては、ちょっと省きたいと思ひますが、最終的に残った3か所目につきましては、現状の水量では建設単価は満たさないわけでありまして、2倍の水量があれば建設は可能であろうということでありました。取水量はまだまだ余地があり、流量を増やしていく可能性がまだあるということで、翌年、30年度に追加の調査を行った結果、水路の流水可能性は大きく増加する可能性があり、経済性は評価できることになったところでありますが、いろいろな制約がございまして、売電収入を水利組合で活用するという事は補助事業を導入した場合には困難であるということで、収益が見込めなければ水利組合としてもメリットがないということから、農地整備事業による小水力電力事業を見送ることとしたわけでありまして。という経過でありますけれども、例えば村内のいろんな河川を見回してみますと、例えば河川にあります砂防堰堤からかなりの水量が落ちているのも道路から見て取れる箇所もあります。これらを利用できないかとも個人的には思ひますが、県の管理の河川である場合がほとんどでありまして、取水していくときの構造物や導水管などをここに造るということはなかなか制約があるだろうなというふうなことも思ひます。

それとともに、中川村のある位置として、中央アルプスの裾野の大きな扇状地の末端にあるわけでありまして、東は伊那山地北端の陣馬形山の麓であるということで、個人的には非常に、何ていうか、言い方がこれはちょっと残念な言い方になるかもしれませんが、山が浅くて豊富な水量を得られる位置に本当にあるのだろうかというよ

うなことを個人的には思ひます。そういう中ではありますけれども、種豚場、こういったものについては、畜産廃棄物に野菜くずを混ぜてメタンガスを発生させ発電する可能性のあるところであるということで、7番議員から前からお聞きをしております。ただし、種豚場につきましては11月に火災に遭ったばかりでありまして、残念なことに生産量が非常に落ちているということでありまして、将来、生産がもし回復する暁には、エネルギー利用の可能性は大いに感じるところであります。けれども、今は無理だろうというふう思ひます。

まとめて申し上げます。長々申し上げましたが、再生可能エネルギーの活用に関しては、国もいろいろなメニューを用意しておるというふう聞いておりますので、村全体のエネルギー賦存量を調査する有利な補助事業等があれば、やってみる価値は十分にあるというふう今思ひます。

○7 番 (桂川 雅信) 最後のところをちょっと申し上げたいのですが、エネルギー賦存量の調査については、2015年、平成27年度以降に国が調査についても補助事業を設けております。この補助事業は、今年度で一旦終了する形になっておりますが、多分、次年度以降も今の情勢ですと続くと思ひますので、ぜひ、これは4月になる前に、次年度の予算は国で衆議院を通過しておりますので、内容をしかるべき方に問い合わせれば、資源エネルギー庁ですが、この調査事業について補助金が出るという話は、多分もう一回調査すれば、聞き取り、ヒアリングしていただければ出ると思ひますので、ぜひ、そちらのほうを少し確認していただきたいと思ひます。

次に移ります。

次は、「村の遺産を未来に継承するために積極的な保護を」ということで3つ挙げております。1つは坂戸橋の問題と、もう一つは南向発電所、最後は浄瑠璃人形の頭の問題です。

中川村には、過去から引き継がれた文化遺産がたくさんあります。文化遺産は、それ自体の価値はもとより、村の成り立ちや個性、あるいはアイデンティティーを表現したものであり、景観が村民の共有財産であるのと同様に、文化遺産も村民共有の財産であります。そして、これら村民共有の文化遺産である文化財は、将来の人々にもひとしく共有できるようにしておく責任が私たちにありと考へねばなりません。財産を私たちの世代で食い潰し散逸させてしまうことは、村の成立基盤や個性を喪失させてしまうことになり、将来この村で暮らす人々のよりどころ、存在基盤を奪うことになるからであります。

次に述べる坂戸橋と南向発電所は、土木学会が日本の近代土木遺産の中でAランクに指定したもので、土木学会は、このAランクの評価として最も重要な土木遺産で国指定重要文化財に相当すると記載しております。土木学会では、近代土木遺産の評価に当たって、その基準として挙げているのは、1技術評価、2意匠評価、3系譜評価を挙げており、それぞれの評価項目で高得点となった構造物がAランクとされていま

す。私は、村内の2つの施設が技術的にも意匠としても高い評価を受けていることを当

然としておりますが、系譜評価の中の地元での愛着度や保存状態については特に注目すべきと考えています。

土木学会は、評価基準の中で系譜評価については次のように述べています。

地元での愛着度とは、本質的な価値の有無とは関係なく、地元で親しまれ大切にされていれば高く評価しようというものである。土木遺産の保存と活用が成功するか否かは、ひとえにその構造物が地元でいかに高く評価されているかで決まるといっても過言ではないからである。保存状態は、類似のものが数多く存在するという土木遺産の特性からすれば、特に重要な指標の1つと言えよう。社寺、庭園や書画骨董の名品ならば積極的に大切にされ保存状態も良くて当然なのだが、土木構造物は日常的かつ無感動に使用され、維持管理上、様々な改変をしてきているのが通例である。そんな中でオリジナルに近い雰囲気やいまだに保ち続けている土木遺産であったとすれば、それだけで高い評価を受けるべきである。

これは、土木学会の近代日本の土木遺産の中の改訂版にこの記述があります。

土木遺産とは、生活の場で生まれ生活の中で使われてきた施設が多数ですが、その中で建設当初の地域の思いを保ち続けていること自体が高い評価を受けているのです。私たちは、この思いを保ち続けるという点を意図して地域の文化財を再評価する必要があると思います。

中川村には、このような優れた遺産が存在していることを誇りとしつつ、村の文化財を未来に継承するために、行政として以下のような積極的対応を期待したいと思います。

1、坂戸橋の補修には、文化財としての修理方針と管理の徹底が必要である。

昨年末に坂戸橋が破損したために全面通行止めとなった際、私はすぐに現地に赴き破損箇所を見てきました。このとき、坂戸橋は左岸側の床板ジョイント部が破損しており、高欄下部も一部破損しておりました。坂戸橋は、終戦前後の1944年、東南海地震、1945年の三河地震、1946年の南海地震を大きな打撃なく乗り越えており、その設計水準の高さは試され済みであります。しかし、戦前の設計であることから、その制約条件も無視することはできません。

保存されていた坂戸橋資料集、これは長野県伊那建設事務所が平成20年3月に発行されたものですが、これに記載されていた設計計算書によると、坂戸橋の設計活荷重は6t、当時の第3種荷重であり、これは、1926年、大正15年制定の道路構造に関する細則案の3等橋にて設計されていることが分かりました。つまり、車両総重量6tを前提とした設計であることから、それ以上の活荷重の場合は衝撃も多くなり、橋梁の床板などに与える荷重が増加し、施設に損傷を与えることは当然なのであります。この設計荷重条件でいえば、現在の道路交通法で規定された普通自動車及び小型特殊自動車以外は通行できないこととなります。

そこで、以下の点を確認いたします。

坂戸橋の補修に関わる設計が既に伊那建設事務所にて行われていますが、破損箇所の修理なので文化庁に届出が必要と思われるが、村として橋梁の構造上の変更がな

いことを確認しているでしょうか。

2、現在の車両重量は戦前と比べて比較にならないほど大型化しており、それにつれて設計上の荷重も増加してきた経緯があります。坂戸橋は、現在の法的規定でいえば普通自動車以外の通行は認められないものです。建設事務所には、橋梁の補修だけでなく、坂戸橋に設計基準を超えた車両が侵入できないよう構造物の設置等を検討するように要望すべきと考えますが、どうでしょうか。

実は、先日坂戸橋の調査を行いました。その際に私の目の前を大型トラックが坂戸橋を渡って行ってしまいました。2tトラック進入禁止の看板があるにもかかわらずです。何か早く手だてを取るべきと考えますが、村としての考え方を聞きたいと思います。

3、坂戸橋は、登録有形文化財に指定されたときから既に10年を経過しました。この間も村民に親しまれ、誇らしい文化財として坂戸橋は存在してきましたが、この橋を将来に向けて維持、保存するためには、その価値にふさわしい文化財として扱いをすべきと考えます。村としては、坂戸橋を国の重要文化財とするために動きをつくることを検討してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

2、南向発電所を村の文化財として登録し、登録有形文化財に向けて中電と交渉を。前述の土木学会発行「日本の近代土木遺産」では、南向発電所について1万kw以上の発電で国産機器を初めて使用、ネオ・ルネサンス堂宇、非常にプロポーションの美しい連続した長細いアーチ窓、モールディング・小バルコニー付、上部に飾り窓、完成度高いと記載しています。

南向発電所は昭和4年完成ですので、昨年19年で90周年でした。当時この発電所を建設した福澤桃介は電力王として君臨していましたが、昭和3年に実業界から引退したとありますので、南向発電所は桃介の最後の仕事だったようであります。

同じ福澤桃介が建築した木曾の読書発電所は重要文化財となっております。中部電力は、この建築物を現在も変えることなく維持し続けており、外装も定期的に施すなど、価値の高い遺産として扱いをしています。

また、放流渠上部には渡場地区の皆さんによってイチョウ並木が管理されており、この地から遠望する中央アルプスと発電所が一体となった景観を形成しています。

南向発電所が文化財としての指定を受ければ、村内に2か所の文化財指定地が生まれることになり、地域観光資源としての価値もさらに高まります。土木学会もそのデザインレベルの高さを評価しており、早い時期に登録有形文化財の指定を受けることができるよう、村としても中部電力との交渉に取り組むべきと思いますが、考え方を聞きたいと思います。

3、終戦時に寄贈を受けた浄瑠璃人形の頭を村の文化財に指定しては。

中川人形保存会は、2012年、50年ぶりの中川人形復活を目指して活動を開始し、その際に上演に使用する人形の頭の一部がかつて世田谷区二子玉川小学校の疎開児童保護者から寄贈されたものであることを発表しておりました。

中川村誌にも、終戦の年、1945年、二子玉川小学校の疎開児童が終戦後11月に帰

京する際、保護者からお礼にと天狗久作の大型人形の頭8体が衣装とともに送られたことを記しておりました。

2013年2月、中川村公民館長と中川人形保存会長の連名で作成された世田谷区長宛ての中川人形復活上演会招待状は、区長室に直接持参し手渡されました。このとき、上演の1カ月前という慌ただしい依頼にもかかわらず、二子玉川小学校同窓会や郷土史会などに声をかけていただいた故鈴木昌二氏らの御尽力により、二子玉川小学校との交流が復活したのであります。この交流は、2015年の学童疎開記念誌の発行と記念碑の設置による地域ぐるみの二子玉川小学校・中川西小交流協議会に発展しています。

これらの交流の発端となった浄瑠璃人形の頭は、徳島県の調査団、阿波木偶箱廻し調査・伝承推進実行委員会の現地調査によってその詳細が明らかになっています。この調査団は、2014年にこの報告書を発表しており、二子玉川小学校の保護者から寄贈された7体のうち天狗屋久吉の内銘のものは5体であったこと、この5体のうち3体は明治時代の頭であることが明らかになりました。人形師天狗久の作品や人形制作用具などは国の重要文化財に指定されたものもあり、徳島市天狗久資料館では、これらを展示しております。徳島県の調査団は、中川村を訪問した際に村で保管してきた天狗久の作品は県の宝、県宝として位置づけてもよいレベルのものと語っておりました。

文化財は過去から未来へのメッセージでもあり、人々が親しみを持ちながら語り継ぐという大切な役割を負っています。

2015年からスタートした二子小と中川西小の交流は、人形浄瑠璃という郷土文化が学童疎開の歴史を引き継ぐという全国でも希有な形で再開されました。村が今所有する二子玉川小学校の保護者から寄贈された人形の頭は、学童疎開という戦時の悲しい不幸な出来事をくぐり抜けた生き証人であります。郷土文化をかけ橋として2つの地域の交流を発展させた立て役者でもあります。

中川村は、今後も両地域の交流の発展を期するためにも、まず人形師天狗久の手による浄瑠璃人形の頭について早急に村の文化財として指定するべきと考えます。早い時期に世田谷区二子玉川地域への里帰り公演を実現させるためにも、村としての検討を期待したいと思います。

それでは、私のほうから坂戸橋の補修について御報告をさせていただきます。

坂戸橋の補修につきまして、道路管理者である伊那建設事務所へ確認したところ、現在、調査・点検結果を基に詳細設計中であり、補修内容がまとまったところで村へ協議するとの報告を受けております。村としては、報告を受けた時点で橋梁の構造上の変化の有無及び文化財保護法に基づく文化庁への届出の要否については確認する予定としております。

また、もう一点ですけれども、伊那建設事務所では、現在、補修工法に関し設計中で、車両の大型化も橋の損傷の一因となっていると想定されることから、来年度以降、通行車両の重量制限に関し検討していくとのことです。

重量規制となる構造物の設置要望につきましては、伊那建設事務所からの検討結果を踏まえた上で判断することになろうと思っております。

○建設水道課長

○教育長

それでは、③番についてお答えしたいと思います。

坂戸橋を重要文化財にということでもありますけれども、村民のみならず、たくさんの人々が愛してやまない坂戸橋は、現存する戦前の鉄筋コンクリートのアーチ橋、アーツ型の橋としては国内最大となりました。再び創造することができない貴重な財産であるとともに、地域の資産として生かす必要があると認識しております。皆さんの率直な御意見を伺って、県道でありますので、所有者の伊那建設事務所と話をしながら力強く検討していきたいというふうに思います。

続きまして、南向発電所についてであります。

やはり村民が愛しているばかりではなくて竜東線を通る多くの人々がその建物に心を引かれる南向発電所は、中川村にとって大事な文化財であります。

平成24年度発行の中川村の文化財50選にも、風格あるヨーロッパコロニアル風の鉄筋コンクリート造りで、木曾川の読書発電所と同じ様式であり、昭和初期の優れた建築様式をそのまま現在に残していると記録をされております。

土木遺産としての文化財価値は非常に高く、貴重な歴史的建造物として認識しております。

登録有形文化財の指定を受ける申請をするためには、所有者である中部電力の了解や協力が必要になるわけでありまして、歴史的、文化的に貴重な遺産と考えている、そういうことを中部電力のしかるべきところへ話をして協力を求めているというふうに思います。

続きまして、(3)の浄瑠璃人形の頭についてでありますけれども、中川人形保存会発足の経緯と徳島の人形師天狗久作の浄瑠璃人形7体が終戦時に疎開をしていた児童たちが無事帰京できたお礼に保護者から寄贈された経緯は、議員のお話のとおりです。

初めてのの中川人形復活公演の招待状を世田谷区長に届けてくださったことも、それをきっかけとして二子玉川と中川村との交流が始まり、小学校同士の交流につながったことも、議員の御尽力あつてのことでありました。

現在、中川村の指定文化財は18件あり、うち天然記念物が4件、史跡が3件で、有形文化財は11件であります。

有形文化財は、弥生時代前期から江戸時代中期までのもので、いずれも多くの時を経てきており、大切に保存していかなければ朽ちたり見えなくなってしまうことが心配されるものであります。

天狗久作の浄瑠璃人形の頭は、議員の言われる学童疎開という戦時の不幸な出来事をくぐり抜けてきた証人であり、郷土文化をかけ橋として両地域の交流を発展させてきたものであり、将来にわたって平和の大切さを学んでいくことのできる貴重なものだというふうに思いますが、制作年代は明治時代であり、現在指定されている村文化財より新しいことがあります。今後、村民の皆さんの意見も聞き、文化財調査委員会でも検討していただくことがよいというふうに考えます。

中川人形浄瑠璃の人たちは、世田谷区二子玉川への里帰り公演について3年後などを目標にしているという話も聞いているところであります。

○7 番 (桂川 雅信) 坂戸橋の保存についてですが、今、建設水道課長のほうから進入車両について県のほうで何らかの規制を考えているようだというお話だったんですが、法的な規制、道路法で規制することできるんですが、多分これをやるにはすごく時間がかかると思います。

もう一つ、私は、法的規制をする前に村の皆さんにやっぱりもう一度この坂戸橋の重要性について周知をする機会があつていいのではないかなというふうに思います。大型トラック、私が見たときに大草側から下りてきたんですけども、大草も南向も、大草側も、それから片桐側も、大型のトラックが坂戸橋を通るのを私は何度も目撃しております、そういう意味では、村の事業所にもこの問題をきちんと周知して、あそこは通らないで、大型は、行ってくださいと。今、もう既に2t車の規制になっていますけども、こういうことも含めて村の人たち全体に理解をしていただく工夫が必要ではないかなと。法的規制の前に村の人たち全体がこのことをよく理解することが私は必要ではないかなと思います。法的規制やるに時間がかかりますので、でも、その前に、やっぱり言わなきゃいけないことは言わなきゃいけないと思いますので、村の人たち、特に事業所については、こういう大型車両が通行しないようにぜひ配慮していただきたいというぐらいのことは、私は言ってもいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、もう一つ、坂戸橋を重要文化財にするという提案ですが、坂戸橋については、もう資料はかなりきちんと整理されているということが、私、最近調べて分かりました。

それから、もう一つ、その当時、坂戸橋の登録有形文化財にするに当たって資料を整理された方、それから手続をされた方が村にもいらっしゃいますし、当時、伊那建の所長をされていた方が御健在ですし、それから、その前に資料をされた方も県の職員で、その後、退職された後も同様の仕事に就いておられて、御健在です。ですので、そういう方からも御援助いただいて、重要文化財への道を開いていただきたいというふうに私は思います。

お一人、実は、この資料を作られた当時の伊那建設事務所の所長の方に連絡を取りました、私。メールでやりとりを大分やったんですが、その方の意見も、今の坂戸橋の位置からすれば、位置というのは要するにレベルの話ですが、当然、国の重要指定文化財になっていい内容だというふうにおっしゃっていました。私、当時の資料を拝見していて、当時の信州大学名誉教授の小西さんの資料も拝見したんですが、まさに、そうだと思います。坂戸橋は国の重要文化財になってしかるべき施設だというふうに私も思いますので、ぜひ村としても県と一緒にこの問題に取り組んでいただきたいと思います。これが成功すれば、南向発電所と併せて村に2つの大きな文化財が存在するということになります。土木学会のAランクの施設というのは、全国でもこれぐらいの小さな村で2つもあるなんていうのは中川村だけです。非常に、そういう意味では非常に私は誇らしいというふうに思っているんですが、村としては、こういうものももっと利用、活用していいんじゃないかなと思います。文化財にして

後世の人たちに伝えるということと同時に、村としても活用方針を考えていただいたほうがいいと思います。

私は、村に来るお客さん、たくさんいらっしゃいますけれども、いつも村に来たお友達は坂戸橋と南向発電所を御案内しています。坂戸橋が大体15分~20分ぐらいしゃべっています。非常によく聞いてくださいます。村にこんなものがあつたんだっていうことを、やっぱりよく知ってもらうっていうことも、私は、村に来るお客さん、訪問者に対しても、とてもいいことだというふうに思いますので、ぜひ重要文化財の指定に向けて村のほうも頑張っていたいただきたいと思います。

以上です。

○議 長 これで桂川雅信議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時30分とします。

[午後0時23分 休憩]

[午後1時30分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番 松村利宏議員。

なお、松村利宏議員より議場内への資料持ち込みの申し出がありましたので、許可してあります。御了承願います。

○5 番 (松村 利宏) 私は、通告書に基づき質問いたします。

第6次総合計画について、作成段階から出来上がったものについて質問いたします。

まず、村は約1年をかけて第6次総合計画を作成しました。第6次総合計画は、委員会による審議、パブリックコメントにより村民の意見を取り入れたことになっています。私は昨年6月の一般質問で第5次総合計画の評価、分析をどのように行うのかを質問していますが、第6次総合計画を作成しながら評価、分析をするとの回答でした。昨年12月の全員協議会において第6次総合計画案が提出されたため、第5次総合計画終了に伴う評価、分析について、まだ評価、分析の回答がない旨を質問しました。このため、行政は、第5次総合計画後期計画に関し施策の段階評価及び数値目標を整理し、急遽12月、村民に公表しました。

お手元に配付してあります松川村第6次総合計画後期5か年計画評価・検証シートを御覧ください。

松川村は、令和2年度開始する第7次総合計画作成のために昨年6月から第7次総合計画を作成開始しました。このため、第6次総合計画後期計画の評価、検証を村民に提示し、意見をもらってから総合計画を作成したようです。これは抜粋ですので、実際は約100ページになります。この中で「第5節 活力ある工業の振興と誘致」で、この2ページ、裏の面になりますけれども、現状、課題、基本方針を評価、分析しています。さらに、(2)になりますけれども、その細目で既存企業の支援強化、優良企業の誘致、雇用の場の確保では、具体的施策、実施内容、評価・効果、課題、今後の方向性を評価、分析しています。

もう一枚のほうは、中川村が昨年6月、審議委員会に提出した評価です。A B C Dの4段階です。これは行政が評価したものであり、後期計画の優良企業の誘致は、後ろを見ていただくとおりDという1行、一言で終わっています。

私は、これを見て、松川村の評価、分析はよく理解でき、村から意見を求められたら自分の意見をしっかりと述べるができるということが言えると思います。残念ながら、中川村の評価は全く理解できませんし、意見を述べることもできません。

ちなみに、他市町村の状況を確認しますと、松川村と同様の、まず前年10年間の総合計画、これの評価、分析を行い、住民に提示し、意見を得てから総合計画の作成を開始しております。

第6次総合計画作成の大きな問題点が2つあります。

1つ目は、第5次総合計画前期計画の評価、分析、後期計画の評価、分析を実施していません。つまり、第5次総合計画の評価を分析していないと言えます。前期計画もこのようにDだということを確認していますから、そこでの分析、評価、これをせずに後期計画をつくり、また、何もせずに第6次総合計画をつくっていると言っても過言ではないと思います。行政は、常に村民にP D C Aを行うように指導していますが、行政内もよく言われていることですが、後期計画作成では忘れてしまっていたのでしょうか。P D C Aは、計画、実行、検証、改善です。第5次総合計画前期計画の企業誘致の評価はDであり、検証、改善がなされないまま後期計画を作成し、また評価はDです。

2つ目は、第5次総合計画の評価、分析を住民に提示せず、さらに意見聴取もせずに第6次総合計画を作成開始しました。審議会には出していますけどもDという評価で、何を言っているかさっぱり分からないという状況です。第6次総合計画作成は、第5次総合計画の評価、分析を村民に提示し、意見を頂くというところから始めるべきですが、昨年12月まで村民に説明をしてありません。

なぜ、6月、第5次総合計画の分析、評価を村民に提示せず第6次総合計画の作成を開始したのか説明をしていただきたい。

○村 長 総合計画を作成するに当たりましては、まず手順についてもう一遍御説明をしたいと思いますが、手順と時間経過です。平成30年の9月14日でありました。総合計画の策定に関して必要な調査、審議を行うという目的で総合計画審議会条例を持っております。これに基づく第1回の審議会を開催して、策定スケジュールをお示しして、その審議会の中での議論を進める中で合意を得て会議をしていくと、こういう手順を取っております。これは、ほかの松川村さん、ほかのところはちょっと分かりませんが、従来からそういう方法を取ってきているということでもあります。その間、住民ワークショップを4回にわたり開催いたしまして、中川村のよいところ、伸ばすところ、遅れているところなど、こうあってほしいということなどを出し合い、まとめ、これを反映するように実施をしてきたところでもあります。並行しまして、平成30年の8月にかけて第5次総合計画の後期計画の事後評価の実施、数値目標の検証、この2点の検証作業を実務担当者が実施して事後評価ヒアリングへ記入してきたと。

これが、先ほど議員がおっしゃられたA B C Dで何を言っているか分からないという、こういうことでありますけれども、これについては、注釈はもちろんついておりますので、事務評価でありますから、このアルファベットで示すところはということかっているのは理解はいただけるのではないかと考えております。そういう形をしながら、平成31年の6月に開かれました総合計画審議会にまとめた評価を、これを審議会委員の皆さんにお示しして、これを計画をつくっていくときのたたき台、つまり基にさせていただいたということでもあります。

私どもとしては、住民アンケートの結果と第5次総合計画の今申し上げた評価、これをたたき台にして進めてきた、こういう手法を取っておりますので、この第5次総合計画の評価、分析したまとめにつきましては、計画策定をお諮りした組織である総合計画審議会に対してお示しするものだというふうに思っておりますし、議論していただく参考資料として提出したものでありまして、これは、12月に出されたということでもありますけれども、第6次の原案を村民の方に意見を求める際に参考として同時にお示しするという手法で進めたところでもあります。この手法のよしあしについては、ちょっと議論の分かれるところかなあと考えておりますけれども、私どもは、あくまで、いわゆる審議会、ここにお諮りをするという前提でやってきておりますので、評価をしていないということではありませんので、よろしくお願ひします。

○5 番 (松村 利宏) 村長から回答いただきました。私も評価をしていないとは言っておりません。分析をしていないと言っています。この松川村のを見たとおりに、そのところを分析しなければ、審議委員であろうと、それから村民であろうと、全く理解できないという認識だと思うんですが、私はそう思うんですが、それについてどうでしょうか。

○村 長 目標に掲げてあります、ここでいいます商業販売額とか、あるいは製造出荷額、こういったものについては、確かに目標数値を挙げていって細かく出すべきだろうと思ひます。12月の段階では、村民の皆さんにちょっと小さくて非常に分かりにくかったかと思ひますが、具体的に掲げた目標がどうであるかというものは、企業を何社企業誘致ができたとか、そういうことはいっておりませんが、目標に対して到達度は、きちんと数値で示せるものは示しておりますので、また、ぜひ御覧いただければと思ひます。

○5 番 (松村 利宏) 今のところは、そういうやり方であればということ1個あるわけですが、村民にできるだけ分かりやすく、10年間の話ですから、そこをしっかりとやらないということが行政に求められていると思うんですが、そこはどうでしょうか。

○村 長 それは、評価の——評価っていうか、村民の皆さんにきちんと示せと、おっしゃるとおりに思いますので、これは時期が遅かったとは言いませんけども、やはり村民の皆さんに意見をもらうときには、少なくともどういう到達があって計画がつくられているのかということ、時期は遅かったかもしれませんがお示しをしたということでありまして、住民の皆さんに最初からもう少し議論に参加してもらったほうが、そ

これを基にという見方もあるでしょうけれども、何度も申しましたとおり、審議会、これに基づくとということが1つと、ひとつそこに対してということでもあります。計画に対してどうであったかという考え方については、村民の皆さんにもっときちんとお知らせするべきであるということについては、ある面ではおっしゃるとおりだと思いますので、以降につきましては、こういったものを進めていくに当たっては、行政の施策を見直すときにもそうですけど、示すべきところは示していきなさいいけないということで、以後参考にさせていただきたいと思います。

○5 番 (松村 利宏) 今、次はっていう話ですけども、次はもう10年先になりますので、——ああ5年先ですね、すみません、5年先になりますので、そのときはしっかりとやっていただくということですが、さはさりながら、私は、この状態で第5次総合評価の評価、分析、前期計画も同じような格好でDという評価にされているにもかかわらず、この企業誘致のところですよ、されているにもかかわらず、さらに何の評価もなせずに、またそのまま後期計画もDだと、そこでまたしっかりした分析もされないまま第6次総合計画を作成したと、この1点を見ただけでも信憑性に欠けるんじゃないかというふうに思います。これは、この辺を見ただけでも、果たして第6次総合計画は審議されたと言えるんでしょうか。私は言えないと思うんですが、どうでしょうか。

○村 長 それについては、手法として条例に基づいて審議会委員の皆さんに、各界からお集りの皆さんに、もちろん住民代表として公募をされた方もいます。そういう方にお諮りをしていって、計画を最後にまとめてもらうと、こういう手法を取っているということでありまして、審議委員の皆さんにはお示しをしておりますので、これを見ていただいたときに、ああやっぱり、例えばDの評価の企業誘致、これを見たときに、ああこれについては進んでいないなど、その進んでいない原因は何かということを当然皆さんそれぞれお考えになったと思います。その背景、例えば今の経済的な背景もあるかもしれないし、中川村の特に農業中心でという立地といいますか、例えば平たん地がないとか、そういうこともあるかもしれない、それから新しいところでの——平たん地がないというか、言い方は変ですけど、大規模な製造業は無理としても、じゃあ、そこに違った意味で特化して、もっと違う中川村に合ったような企業をなぜ誘致することに熱心じゃなかったのかと、そんなようなことも含めてそれぞれお考えをいただいたと思います。そのお考えをいただいた挙げ句が、こちらから原案として提示していった、後で御質問にあらうかと思いますが、そういう文言の中で集約されていったんだというふうに思っております。

○5 番 (松村 利宏) ここで私、ちょっと一言言っておきますけども、ある審議委員から昨年12月に、この評価については全く理解できないっていうのを数名からいただいております。それで、昨年6月に質問したにもかかわらず、評価、分析はどうしているんですかと、いや、中でやっているからいいんですという回答でした。これではおかしいだろうっていうことで、12月全員協議会で表示、提示されたので、そこでもう一回質問したわけです。これは全く、常識的に考えても、行政のほうでこれはやって、

前期計画、後期計画つくってやっているわけですから、そこについて村民に分かりやすく、先ほども回答いただきましたけども、しっかりとひもといて、どういう方向まで今後やっていかなきゃいけないんだということをしっかりとやるべきだと思います。これは、ある意味、行政のチョンボじゃないかと私は思いますけども、その辺をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

次に参りますけども、第5次総合計画の基本目標について、私はいまだに、村長、村のほうから、この評価、分析について一度も聞いておりません。何回か質問しているんですけども、回答もありません。ここで、もう既に終わろうとしていますけども、第5次総合計画は、6次総合計画も出来上がっているわけですけども、どのように分析をされたか、総括をお願いします。

○村 長 まず、4つの基本目標、遡りますけれども、4つの基本目標を立てて第5次総合計画をつくって、具体的に事業を進めてきたわけでありまして。それについては、ちょっとここでは、申し上げる知時間があれですので省きますけれども、この基本目標の実現をするように進めてまいりました。総体的、全体を申し上げますと、この基本方向に沿って政策を進めてきた結果、前進した部分は多いと考えております。

特に3点目の村の魅力を活かした産業育成で若者が夢を持てる村づくりでは、起業支援の補助制度などにより幾つかの新たなお店も誕生しております。新規就農支援による担い手の確保ですとか、農家民宿泊の推進、お試しシェアオフィスの開設など、村内での起業・就業支援に、特に最近では、人口減の中で、まち・ひと・しごと創生と、この事業と相まって、こういったところでの力を入れた結果、村内での起業・就業支援に特に取り組んできたところかなあと思っております。ただ、農商工の連携による内発的、持続的な発展により、若者が高い付加価値を実現し、農業を基盤に日本で最も美しい村連合ブランドを生かした元気な経営体が育つ村づくり、こういう点では期待したような成果を上げられていないということも感じております。

それから、ICT、いろんな技術の急激な進歩の中で、本社勤務を要せず地方でも仕事が可能となるような高速光通信網につきましては、平成30年度には整備をしてきたところではありますが、これも条件が整っただけということでありまして、今では、地域ブロードバンドエリアですとか、あるいはこれからの整備みたいなものは、これからの方針になっていくだろうなというふうに考えておるところであります。

もう一つ、急激な人口減少が予想される中で、これに歯止めをかけるっていうことも大きな柱であったわけでありまして、今日の人口減少については、少子高齢化による自然減が主な原因ではありますけれども、流出人口が流入を上回る社会減、このことが続いておまして、その目標が、これは達成には至っていないというふうに考えておるところであります。

○5 番 (松村 利宏) それについては、次にまた進めてまいりますが、第5次総合計画における中川村の将来像、住んでいる人たちが無用な心配なく日々の暮らしを送ることができる、これは解説のほうに書いてあるところですけども、とありますが、雇用がなければ住むことができません。第5次総合計画中には、雇用を求め多くの方が村

から転出しています。今、転出、村長からも転出が多かったということを言われていますけれども。村の魅力を活かした産業育成で若者が夢を持てる村づくりは、村の魅力を生かした農商工の連携による内発的・持続的発展により若者が夢を持てる高い付加価値を実現し、農業を基盤に日本で最も美しい村連合ブランドを生かした元気な経営体が育つ村づくりを進めるとしています。

中川村の平成 27 年度の人口、産業人口ですけれども、第 1 次産業が 628 名、第 2 次産業は 914 名、第 3 次産業は 1,273 名となっていますが、最近の新しいのはもっとあるのかもしれませんが、中川村の平成 27 年度、専業農家数は 98 戸、兼業農家数は 1 種が 34 戸、第 2 種農業が 315 人、自給的農家が 239 戸。村は水田が約 285ha、果樹園が 138ha、畑が 86ha を保有しています。今、農業をやっている方が高齢化して、その息子さんたちはほとんど企業等に勤めているという状況です。したがって、農業をやる人がどんどん減っていると。その中で、村外、県外からいろんな方、農業のできる方に来ていただいているということは、非常に私もすばらしいことだとは思っておりますが、果たして、それぞれ農業で生計を立てていける、一般的に田舎であれば 300 万～400 万円という話がないと持続可能な生活はできないという認識を持っていますが、そういう観点で見たときにどのぐらいの人数が可能だというふうに考えておられますか。

○村 長 農業の形態は家族的経営と法人経営というふうにはまず分かれるかというふうに思いますので、農業生産額と経費、それにかかる経費、この額は農業形態によって大きく異なっておりまして、これは一律申し上げられない。恐らく今おっしゃられたのは、家族的な農業を続ける中での生産額というか、所得額と言ったほうが本当はいいんでしょうけど、本当は最低そのぐらいがあれば、家族的農業を維持する中では恐らく続けられるんじゃないかという感想は持ちますが、やっぱり、農業とはいえ、やっぱりこれがなりわいでありまして、つまり、なりわいでありまして損益の分岐点、こういったものを超える経営の規模と、それから生産品目、これで成り立つんだろうというふうに考えております。

○5 番 (松村 利宏) 私、最近いろいろと、農業の方といろいろと話しながらやっています。片桐地区の水田のところについては、ほとんど 4～5 名の方でやっていただいて、家族的な農業なわけですが、この人たちが大体、今言った収益のところ、それでも採算は厳しいのかなあとは思いますが、そんな状況です。ほかの方は、皆さんその方に集約をさせていただいているというところ。南向地区は葛島のほうしかないわけで、あと小さいところ、水田ですけど、非常に狭いところしかありません。果樹に関しては、いろいろ、同級生も何人もやっているんで確認していますが、なかなか、先ほど 7 番のところ、7 番議員のほうから質問ありましたが、リンゴで採算取っていくっていうのは、なかなか今、厳しいなというのを聞いています。いろいろ組み合わせながらやっているというところですが、特に県外から来られた方は相当苦労されているという認識を私は持っています。そう考えますと、農業のみでやっていくっていう、この面積で、先ほど村長から考え方によっていろいろ、何人かとは

なかなか言えないっていうのは、それは分かりますけども、非常に、どのぐらいの規模、人数で、中川村で農業をやっていく体制なのかということも深刻に考えないと、なかなかこれだけでやっていくっていうのは、私は難しいと思います。どの程度かっているのはなかなか言えないところはあるかと思うんですけども、その辺のところをしっかりと見ていかないと、このぐらいの面積のことでやっていくっていうのは、相当いろんなことを考えていかないと単独でやるっていうのは難しいという認識だと思っておりますが、その辺についてはどうでしょうか。

○村 長 土地利用型農業と申しまして、水田、例えば田んぼ、果樹やなんかもそういうことになるのかもしれませんが、要するに、生産性の違いっていうのが当然あります。中には園芸、施設園芸をその中に組み入れたりしている方もいますから、単純に耕地面積を農業者の数で割り返して、これで生産が上がるかということとはちょっと違うかなという意味で思っておりますので、私も考えているのは、中川村らしさ、中川村っていうのは、当然、平らなところといいますかが非常に少ないわけですから、これに見合ったところでいろんな品目を多様化する、あるいは施設園芸に行く、複合経営をやる、こういうような人たちもあっていいわけですし、そういうことをしながら多様な農業を進めるような指導をしていきたいし、営農センターも当然そのことを念頭にやっていく——やっていくというか、計画をしていくもんだというふうに思っております。

○5 番 (松村 利宏) 将来的な人数のところは、また後ほど質問しますので、次に参ります。

第 5 次総合計画の評価、分析を私なりにしてみますと、農業従事者減少に伴う雇用、この確保はゼロではなく、進んできたかなあというふうに思っております。しかし、これ以外のところについて、フリーランスとか、いろいろ入ってこられるのもあるわけですが、ほとんど、計画には入れておきながら先ほどあったとおりの D という評価で、しかも意識的にやらなかったんじゃないかと、できなかったのがあるのかもしれませんが、意識的にやらなかったんじゃないかというふうにとられてもしょうがないんじゃないかと私は思うんですが、そこが最大の問題点だったと思うんですが、村長の見解をお願いします。

○村 長 専業農家につきましては、数は増えております。2010、この前の 5 年前の 2010 年、平成 22 年のときと比べますと、このときは 84 戸でありましたから 14 戸増えております。減っているのは、やはり第 1 種兼業が 59 戸から 25 戸に減り、34 戸となり、第 2 種兼業も 394 戸から 79 戸減の 315 戸となっております、ある面で、農業で生計を立てようとする人については増加をしておるというふうに思うわけです。ただし——ただしといいますか、これは、里親制度を使ったり、農家の師弟、1 ターン者を中心に従事者の育成を図ってきたところでのマッチングがうまくいったのかなあということでは思っております。けれども、減少している 104 戸、これにつきましては、やはり、今、議員もおっしゃられたように、もともと後継ぎ世代が第 2 次・第 3 次産業で働いていて親の世代が農業を担っている農家がほとんどではなかったかなあというふう

思います。こういう皆さんが高齢化や病気などにより、これまでの農業を継続できなくなって経営を縮小していったケースが多いのではないかと推測をしておるところであります。

第2次・第3次産業につきましては、村内及び近隣の地域を含めて、ある程度雇用は確保されている現状、これはハローワーク等の報告があるわけでありすけれども、どちらかという労働力不足で、ちょっと昨今は少し景気が冷え込んでいるところはあるわけですが、ずっと求人倍率は高く維持をしてきたところでもあります。

兼業農家の後継者が他産業へ流れる動きがある中で、村の基幹産業として位置づけてまいりました農業の担い手の確保と農産物の資源活用、それから、平たん地といいますか、里の大部分を占める農地の保全という観点から、第5次総合計画では、農業者の担い手確保、農産加工などの6次産業化を活発にして雇用を確保することを重点課題として取り組んできたことありまして、これについては、農業をやろうとする人たちの雇用以外は——雇用といいますか、なりわい以外は、それ以外の皆さんの雇用についてはほとんど考えなかったというのは、ある面、当たっているとは言いませんけれども、今申し上げたとおり、第5次の総合計画にありますとおり、農業者の担い手の確保ですとか農産加工などの6次産業を活発にして雇用を確保するという点に特に力を入れてきたということでお答えをしたいと思います。

○5 番 (松村 利宏) 次に参りますけれども、同じ内容になっていくわけですが、第5次総合計画では、地域資源を生かした飲食店の創業、キャンプ場の運営やフリーランスの増加など、魅力ある店舗や多様な働き方が増加しつつあり、酒蔵においても新たな取り組みが始まっていることも——今、村長が言われたのはこういう話も含めてっていう話だと思うんですけど、そういうのは理解できます。

むらづくりワークショップでは、近隣市町村の事業所に通うことができるベッドタウンとしての村づくりに関する意見が出されるなど、村内のみで雇用を賄うとの考えにとらわれず、多様な働き方を支援することも必要だとの見解も出しています。

しかし、ベッドタウンとしての村づくりを行うということは、近隣市町村の事業所頼みの受動的な施策になります。仮にベッドタウンとして中川村があるのであれば、中川村の人口は減少していないのではないのでしょうか。

ちなみに、宮田村、南箕輪村は人口が増加しています。両村は、村内への企業誘致を継続的に行うとともに、当然、伊那市にある企業のベッドタウンとなっています。

私は、行政が村内で多様な職種を選択できるよう、企業誘致もこの10年間並行的に行うという計画もあつたにもかかわらず行おうともしていなかったというところに先ほどから問題があると言っているわけですが、この企業誘致っていうのは製造業だけじゃないです。幅広い、第5次総合計画にも書いてある優良企業っていうところなんですけども、そういうところをやっていなかったという、そういう必要があつたんじゃないかというふうには私は思うんですが、どうでしょうか。

○村 長 新しい企業ですとか既存の企業と違う企業が村に立地をすれば、村に住んで働く人の選択の幅は広がるだろうなというふうには思います。そのことは十分に想像できま

す。ですから計画に挙げてきたところですけど、大きくはなかなか進んでいないということでもあります。

人口増に転じるか、ベッドタウンみたいなことが人口増に転じるかどうかっていうことは非常に疑問なところでありすけれども、人口の社会増に働く要因には十分なるだろうというふうに思っております。

宮田村の人口は増加をしたというふうにおっしゃっていますが、最近、長野県が毎月なんですけど人口動態を調べておりまして推計をしております。その中では、宮田村も人口は減っておる、1月1日時点では減っておるところでありますけれども、そういう意味で、宮田村の人口は増加していないんじゃないかなあとと思っておりますけれども、ただ、社会増っていうことはあるんだろうなっていうことは十分考えられると思っております。

○5 番 (松村 利宏) そこで、第5次総合計画基本計画の目標にあります村全体が農村公園の美しい村づくり、村の魅力を活かした産業育成で若者が夢を持てる村づくりっていうのは、私が来てからずっと第5次総合計画を何回も読んで、何でこういうことになっているのかと、どういう文言になっているのかという話と、日本で最も美しい村連合という話を聞いて、これ何だろうというのはよく分からなかったんですが、昨年、日本で最も美しい村連合の総会っていうのに出させていただいて、いろいろ考えたわけですが、これ、ひょっとすると、第5次総合計画の最初の段階でこう言ったっていうのは、この連合に加盟するために取り入れた施策だというふうにとられる、取れる、取ることができるんじゃないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○村 長 日本で最も美しい村連合に加盟をいたしましたのは、平成20年の10月7日であります。これは、四国で行われた総会で加盟が承認されたわけでありすけれども、まず、その年が連合加盟であります。第5次の総合計画の策定は、それを受けたというか、その後、平成22年の4月を初年度として計画したものでありまして、連合に加盟するために取り入れた施策ではないということでもあります。

ただし、連合のやっぱり理念をこの村で実現していくことが村の村づくりにとって柱になるということに十分意識した計画ではあつたなあとというふうに思っております。

○5 番 (松村 利宏) それで、私は、日本で最も美しい村連合に反対しているわけではないわけですが、立場上。昨年、私は日本で最も美しい村連合の総会に参加する機会を得ました。私は、総会に参加している日本全国の市町村等が日本で最も美しい村連合の理念、失ったら二度と取り戻せない、そんな日本の農山村の景観や文化を守ることに、ある意味、何か、もうそれだけに特化しちゃって、必死にそのことをやっているというふうに見えました。いろいろの方と話しても、そういうところがかかなりあるような感じを受けました。いろんな、全国から来ている議員の方とか、いろんな方と話しましたが。もっと重要なのは、そこに生活している方々の雇用確保を二の次にしているという確信も、何人、いろいろな方と話して持ちました。各市町村等が失ったら二度と取り戻せない、そんな日本の農山村の景観や文化を守ることに必死であることは、これ、素直に考えると、新たな産業の創出のための企業誘致をすることによ

り農山村の景観を壊してはいけないというふうにも取れます。先ほど村長は、先ほどどちらが先かという話になりましたが、美しい村連合が先だということは、その後総合計画ができたってということは、総合計画の中にそれを取り入れているんじゃないかという話は、逆に言えるんじゃないかというふうに思います。農山村の景観を壊してはいけないと取れますということでもありますけども、また、そこで生活する人々の雇用創出の機会を阻害しているということも言えます。

美しい村連合は、ヨーロッパに起源があります。ヨーロッパの美しい村連合に加盟している地域は、製造業などの企業があり、雇用を確保しています。ヨーロッパの美しい村連合は、そこに住んでいる人々の雇用を確保することにより持続可能な状態をつくり出してから景観等の維持を図っています。

日本で最も美しい村連合が考えている本旨は、ヨーロッパの美しい村連合をモデルとして活動をしているため、そこに住んでいる人々の雇用を確保することが優先順位の第一になることを絶対条件としているという認識を持っています。

私は、農山村の景観や文化を守ること、そこで生活する人々の雇用創出のための企業を誘致することを両立することが必要だと考えますが、村長の見解をお願いします。

○村長 まず、ヨーロッパ起源の美しい村連合の初めにやっぱり返らなければいけないと思いますけれども、これは、フランスが始めました美しい村運動、これがルーツのようであります。フランスですとかヨーロッパは、中世における小さなそれぞれの領主、こういったところが治める数百人単位の村、これが基本になっております。それが運動の始まりということになっておりますけれども、ここでは、農業ですとか——農業、特にヨーロッパは畜産が盛んですので、こういった農畜産という、こういった資源を使って、これらを加工し、そこで消費をする、来ていただいた観光客に消費をしてもらう、体験してもらう、ワインやなんかも栽培をして、こういうところで栽培をしながらそれも楽しんでもらう、こういったところでの製造と活用、こういう自給自足をしていこうと、大きな流れの中で大きな単位で農業を進めていく、そういうふうではなくて、自分たちがその中でも自給的に生きていくんだと、十分それで生きられるという意味で自給圏構想を発展させていったというのが美しい村の連合の姿というふうに思っております。ですから、国の援助に頼らない自立した村づくりを目指した運動がそれでありまして、製造業などの企業が雇用を確保することを目指しているっていうのは、ちょっと私も調べた中では、それはちょっと聞いておりませんが、今おっしゃられるように、第5次総合計画の策定、また今回の第6次総合計画の策定に当たっては、実施した住民の方の意向調査や住民ワークショップ、この中においても中川村の魅力や自然と美しい景観であるという意見が最も多く、これは、やっぱり次代につなぐため守っていかなければならないと考えております。

しかし、今、先ほど申しましたとおり、日本で最も美しい村連合の目指すところは、今ある景観を守るだけではなくて、そこにある資源ですとか、例えば、村でいえば農業生産物、こういう地場素材に付加価値をつける加工産業ですとか農業体験、労働を伴うツーリズム産業で年間通した宿泊数を増やす、地域の所得を向上させて新たな雇

用につなげていく、この一連の経済活動を進めていくということが目標でありますので、そこで生活する人たちのための雇用創出のための企業を誘致するっていうことと必ず結びつくかどうかは別にしまして、中での内発的発展と申して、ずっと言ってきたのは、そういうことだというふうに思います。

ただ、一般的な話ではなくて、実際の話をお願いしますと、これは中川村ではありませんが、山形県の飯豊町、ここでは、人口7,000人を少し切っていますけど、水田地帯が中心でありますけど、ここでは、有名な山形牛って言っているのは、この6割は飯豊産であるようでありまして、ここでは企業も活動しておりますし、1つはトヨタ自動車関連の大きな会社が実際に進出をしてくるというようなことで、村としてもいろんな意味での取り組みと議論もあったようでありまして、これの受け入れをしようということになっておるといことのようなことを聞いておりますので、決してその両者が、両者なり、それなりの企業誘致と、決して、何ていいますか、相反するものでないだろうということは思っております。

○5番 (松村 利宏) 次のところに参りますけども、先ほど言った村の魅力を活かした産業育成で若者が夢を持てる村づくりという話、農商工の連携による内発的・持続的発展により若者が夢を持てる高い付加価値を実現し農業基盤でという話含めて、第5次総合計画では、農業を基盤に日本で最も美しい村連合ブランドを生かした元気な経営体が育つ村づくりを進めるとしてありますが、村全体が農村公園の美しい村というふうに言ってしまうと、そこは、美しい村連合は今あるものを壊さないという話になりますと、仮に農業に関係するような企業を誘致しようとしてもできないんじゃないかという話が、私がどう読んでもそうしか読めないんですけども、読めなかったんですけども、第5次総合計画のところをずっと何回も読んでも、その辺の歯止めをわざとつけているように取られる文章だというふうに、素直に読んだら読めるんだらうと思うんですが、それで企業誘致をしたくてもできなかったのではないかと、担当レベル、行政の担当レベルではそれをやろうとしたかもしれないけども、上層部のほうから、それは何を言っているんだと止められたんじゃないかという危惧さえしますが、それについてはどうでしょうか。

○村長 農業を基盤にして日本で最も美しい村連合ブランドを生かした元気な経営体が育つ村づくりを進めるということは、先ほど申ししておりますとおり、中川村が加盟する美しい村連合の、やっぱり1つの目標であります。

村全体が農村公園の美しい村づくりというのは、中川村の資源を生かした村づくりと一緒に一体的に進めるべきものと考えておるところでありまして、企業誘致をさせないとか、これを阻止するとか、歯止めをかけているというふうなことを住民の皆さんが思っているという声は聞いておりません。

○5番 (松村 利宏) 私は何回も村民の方と話しておりますが、美しい村連合のために、今、村長からの回答ではもらっていないというふうに聞いていますが、私はそういうふうに聞いていません。かなりの方の村民のほうから企業誘致は村が全然やっていないというふうに聞いています。既に議員と村民との昨年やった会談でも、そのような

ことは言われています。そうすると、行政のほうに何もそういうことが届いていないのか、行政はあえてやろうとしていないのか、そういうところについてもう一回確認をします。

○村 長 企業誘致をやってこなかったわけではないということでもあります。

1つは、御承知のとおり都市計画の中での用途地域、準工業地域等を配置しております。これは十分意識して、ずっとやってきておるところであります。

それから、過去には幾つか話がありました。企業がここへ進出したいという、どうだろうかという相談はありました。地形ですとか工業用水の確保の点で工場立地としてはどうも不利だということで、隣の飯島町に行かれた企業もあります。

決して、企業誘致を行わない、あるいは諦めたわけではございません。

ただし、村は発足以来、農業を基幹産業として位置づけてまいりまして、大規模な工業団地等の造成は進めてこなかったことは事実であります。これは認めます。

もちろん、企業誘致を行わない、あるいは諦めたわけではありませんで、大小にかかわらず中川村の地に合った企業に来てもらいたいという思いはあります。

ただ、何度も繰り返しますけれども、大きな企業を誘致するに値するような土地の確保ですとか、地元や関係機関との協議などに積極的に取り組んでこなかったということだけは事実であります。

○5 番 (松村 利宏) 今、村長のほうから回答いただきまして、企業誘致を決してやらないってわけじゃないというので、そここのところを理解させていただきました。

次、3番4番に行きますけれども、これは大体同じような内容なんで、ちょっとまとめて質問させていただきます。

第6次総合計画の基本方針、将来像とか、それから目標をつくるためには、これは、つくり方はいろんなやり方があるかと思うんですけども、本来、行政のほうからビジョン、10年後にどんな村にするんだというのを提示してから、大体村民のほうにそれを理解いただいてから、そこで市議会等も含めて、どういう方針にしようか、どういう将来像にしようか、どういう目標にしようかという格好になるというふうに私は考えていたわけです。そしたら、第5次総合計画の将来像、それから基本目標については、継続性が必要だからという理由だけで全く一字一句変わらずにどんと出てきて、私は、え、どうしてそういうことになったのかというところが全く理解できなかったわけですけども、そういう観点で、村長は10年後の中川村のビジョン、どういう体制になっていたらいいかっていうのを簡単に御説明いただきたいと思います。

○村 長 少子化、今いろんな手を尽くしてはいますけれども、少子化はやはり全国的な課題で、これは致し方ないのかなあという気もしております。そうなったときの10年先の村は、やっぱり不安です。

農業の元気な経営体は、世代交代もあるでしょう、しぶとく、むしろ生き生きと頑張る一方、耕作に不向きな傾斜地の畑、小さい水田は林地等に転換されていくのかもしれない、将来の姿の想像なんですけど。

集落の維持が困難になってくるところが出てくるかもしれません。都会から移住し

てくる人が集落の運営の中心になっている集落も中には生まれてくるかもしれません。同時に、行政との関わり方も変わってくるでしょう。

一方、現実の話として、三遠南信自動車道路も開通します。ものの行き来が活発になってきます。リニアの中央新幹線が開通していれば、その先には、確かに3大都市圏との距離は縮まるでしょう。そのときに都市住民や外国人旅行者の方の目に興味を持って村は本当に見られているだろうかと、そういうようなことも想像します。数年先には、情報通信の速度も容量も想像もつかない世界がもうすぐそこまで来ていることも事実です。働き方も大きく変わるでしょうけれども、中川村がその場所に本当に選ばれているかどうか、これもちょっと不安なところもあります。など思うと、今はかなり大きく変わった村があるんじゃないかなということは思うわけであります。

10年先に生きる村はどうするんだということですけど、先に構想があつて、それからじゃないかというふうなこともおっしゃりましたけれども、私が思うには、基本の目標を定めておいて、中川村らしく、そこに住む人たちが自信を持って働いていけるっていうか、生きていける村であればいいんじゃないかなということを感じるわけなんです。

いずれにせよ、10年先の中川村がこうあつてほしいと、こういう言葉で集約されているのが、先ほど変わらないと言われたかもしれませんが、4つの村づくり、これの目標だというふうに思っております。

○5 番 (松村 利宏) ここで一言、今、村長のほうから回答いただきましたけども、何人かの審議委員の中から、会社では、当然方向を定めてから、将来、10年後のビジョン、長期計画っていうのは将来の在り方をしっかりつくってから、どういうふうな会社にするんだということをしっかりつくってから当然やっていくんだろうと、その後、最後を決めていくんだろうと、方針を決めていくんだろうという言い方をされた人が数名いました。当然、村もそういうやり方をするんだろうなあと思っていたら全然違ったんで、どうなってんだという言い方をされました。したがって、やっぱ審議会に出ている方々も、将来像、それから基本目標については理解できていないんだろうというふうに思います。そこら辺のところも、そういう方がいたというのも、審議会ではなかなかそんなこと言えなかったっていうふうに言っていましたけども、そういう雰囲気ではなかったと、ここで審議会のことを言ってもしょうがないわけですけども、そういうのも理解をしていただきたいというふうに思います。

次に、総合計画の目標のところの修正ということで、5-1ということで挙げてあるわけですけども、簡単に言いますと、先ほど言ったところの企業、村長の回答から企業誘致をしないわけではないんだと、やるんだと。当然、村にとって有利な企業でなきゃ駄目なわけですけど、前提は、当然。そういうことになったときに、少しは修正したほうがいいんじゃないかと、目標も。そういうことで2つ挙げています。

村全体が農村公園じゃなくて、農村風景が美しい村と、このぐらいにしておけば企業誘致っていうのも、先ほど阻害しているんじゃないかと言いましたけども、そのぐらいにしておけばできるんじゃないかと。

それから、村の魅力を活かしたじゃなくて、新たな産業、新たな産業っていうのは

村の魅力を生かしたのも全部入っているという観点で修正するというのも必要じゃないかというふうに思います。

それから、もう一つ、5-2になります。土地利用のところですけども、昨年6月の一般質問で企業誘致のためには土地のゾーニングが必要だというふうに聞かれましたところ、村長から土地の在り方を見直して国、県と調整をしていくことが必要だと。当然、先ほど回答いただいた中にありました。ハードルはいろいろ高いところいっぱいあるわけですけども、そういう回答をいただいております。そういう観点で、この土地利用構想のところも①②とありますけども、新たな産業の創出を十分考慮し、これは企業誘致も含むと、新たな産業の創出による村民の雇用確保、企業誘致を含むという観点で、ここら辺の修正っていうのも検討する必要があると思うんですけども、いかがでしょうか。

○村長 まず、修正という文章を直したほうがいいよということをおっしゃられたわけですが、これは、今議会の中で、基本構想、基本構想の中には現状を分析して4つの基本の目標、それと村の目指すべき姿、これを文言と共に承認をいただいたということでありまして、このものを直すということは今考えておらないわけでありまして、

もう一遍繰り返しますけれども、農村公園っていうふうな表現が非常に企業立地をやりにくくしているというので、これを直したほうがいいよということでありまして、これについては、私どもとすると、企業誘致の声があることはもちろん承知しております。ただ、積極的にやっていないじゃないかということは、先ほども、そういうお声も聞いた上で、それは事実として認めざるを得ないだろうというふうなことを先ほど申しました。新たな雇用を生む企業誘致につながる土地の在り方についても、施政方針で述べましたとおり、土地利用の在り方をこれから考えていくっていうのがまず第一だなというふうに思っております。

第6次の基本計画にこれからの村の適正な土地利用に取り組むための基本方針をお示ししたのは、企業立地にふさわしい土地利用を意識したためでございます。農村公園と表現したのは、村の資源は何かというふうに考えたときに、扇状地ですとか河岸段丘上に多様に展開される村の農業の姿そのものでありまして、これが中川村独特の農村風景を形づくっていることから農村公園と表現したのであります。単に農村風景とするよりも、私は中川村らしさを表現しているというふうに感じております。そういうふうに申し上げて、ちょっと見解が異なることはあるかもしれませんが、そういう意味での農村公園っていうような言葉は大事にしたいということでありまして、

○5番 (松村 利宏) 私、修正って言ったのは、今回の修正ではなくて、今後、いつでも第6次総合計画は変更できる、可能だということですので、今後を含めたところで、今回は、もう既に議会のほうも確定していますので、そういうことで理解をいただきたいと思っております。

最後になりますけど、一言だけ、新たな産業の創出っていう、支援をしますっていう文章が第6次総合計画には入っているわけですけども、この中には、先ほど村長のほうからいただきましたが、企業の誘致っていうものは除外していないという認識で、

企業誘致も当然、当然その前提は村にとって有利な企業でなきゃいけないわけですけども、そういう観点で、もう一回確認だけお願いいたします。

○村長 新たな産業の創出というところでの具体的な施策、つまり、総合計画の中の前期計画に書いてありますけれども、この現状と課題と、こういうふうな分析の中で、村内での雇用を確保するための企業誘致、なりわいを起こす、起業ですね、起業及び創業を支援する取り組みが求められているというふうに分析をしております。実際、施策の内容においては、幾つかあります5点目に、立地条件に合った企業誘致を推進しますと記しております。そのことで、ぜひ御判断をいただければというふうに思います。

○5番 (松村 利宏) ぜひ、第5次総合計画では、分析、評価はしてはいたしましたが、分析がなされていませんでしたので、しっかりと計画に入れていただいているということですので、少しでも一歩でも進めるように、さらに中川村の雇用が確保できますようをお願いして、質問を終わります。

○議長 これで松村利宏議員の一般質問を終わります。

次に、1番 片桐邦俊議員。

○1番 (片桐 邦俊) 私は、さきに通告いたしました3項目につきまして質問をいたします。

まず最初に、人口減少対策についてでありますけれども、全国的に人口減少が課題になっておるわけでありまして、中川村の人口の推移を見てみますと、村の総合計画の人口の将来展望の数字よりは、現在の人口の減少傾向っていうのはやや緩やかではあるというように判断をしておるわけでありまして、2015年4月1日の時点での人口5,107名に対しまして、本年の3月1日現在、人口は4,862名ということでありまして、245名が減少しておるということで、年平均、単純に平均しますと50名程度の減少が続いておるということかなあというように思っております。このことは、今までの議論の中でも出ておりますけれども、将来の村の働き手不足や地域経済の停滞等、心配されるところであるわけでありまして、

長野県の人口推移を見ても、2015年から2018年にかけて約4万人の減少となっております。

また、国の調査ではありますけれども、長野県から東京圏への人口の転出につきましては転出超過となっております。2018年の1年だけ捉えますと、長野県への転入が約1,000名ちょっと、逆に東京圏への転出が4,000名ちょっとということで、この1年だけで東京圏へ長野県からの流出者っていうのは約3,000名ということになっておるわけでありまして。この大半は10代の後半から20代の若者で、大学等へ進学、就職によるものと考えられるわけでありまして、なかなか出てしまうと地元に戻る者は少ないというのが現状の状況かというように思われます。

今、国が考えている地方創生の目指すべき姿は、活力ある地域社会の実現と東京圏への一極集中の是正っていうことであろうかというように考えるわけでありまして、村としての人口減少の抑制対策について質問をしたいと思います。

まず、若者が大学等を卒業後に地元に戻ってもらうことが人口減少抑制、また地域

活性化につながると考えております。そのためには働き場所が課題であり、先ほど議論等もあったわけでありますが、新たな企業誘致っていうものも1つの案としては重要と考えるわけでありまして、現在の中川村でも、商工業のみでなく、農業法人等を含め起業する人も増え、魅力ある働き場所が多くなってきているというように感じております。若者に中川村の企業の内容等を十分知ってもらうことが必要なあというように考える次第でございます。

中学校では、昨年もキャリア教育フォーラム、あるいはまた、過去からも中川村の企業への体験学習が実施をされておるわけでありまして、こういったことを高校生、大学生をターゲットとする中で、いわゆる中川村の企業の魅力を発信することはできないなあということで、高校生、大学生をターゲットにした地元企業ツアー的なようなもの、こんなことを村としても検討することはできないか、御質問をしたいと思っております。

○村 長 平成27年作成の中川村人口ビジョン、これの性別・年代別人口移動を見ております。20～24歳の転入が20人、転出は40人弱と、移動人員としてマイナス20人ほどでございます。この年代の転出が多いというのは議員がおっしゃられたとおりであります。この年代の方々に中川村に戻ってきていただくことが人口減少抑制や地域活性化につながっていくという、そういうことは恐らく間違いないだろうというふうに思います。このことは全国的な地方の課題でもありまして、長野県や上伊那の市町村の共通の悩みでもあります。

今、村単独での企業の話合いや学生へのアプローチは単独には行っておりませんが、先ほど申しましたとおり上伊那の市町村の共通の課題ということから、数年前から上伊那広域連合が中心となりまして都会の学生にUターンやIターンをして上伊那地方に就職してもらうために都会の学生と地元企業を結ぶ取り組みを行っております。

具体的な活動としましては、夏休みに合わせて就活準備合宿として上伊那地域で就職を希望する学生を上伊那に招いて、企業訪問や経営者、人事担当、先輩などとの交流など、学生と地元企業が一緒に考える機会をつくっておるところであります。

また、帰省する学生を対象にしまして、企業と学生が交流するかみいなシゴトフェス、こういったものを開催いたしまして、企業や学生、それから親御さんなどが一緒に参加をしてきてくれているという例もありまして、これを継続して取り組んでおります。

都市部での活動といたしましては、上伊那地方における就職活動につながる信州かみいな企業研究会を開催し、上伊那地域での産業や働き方を紹介し、上伊那地方での就職活動に結びつけてきた経過もあるわけでありまして。

広域連合としましての考え方も、企業のある市町村へのUターンやIターン、こういった移動を呼びかけるというより、上伊那地域の企業で働いてもらえる人材を後期的に確保しようということ、中川村も一緒に参加をさせてもらっておるところであります。

また、返りますけれども、村独自で高校生、大学生の地元企業ツアー等の実施は非常に難しいだろうなあというふうに考えております。実は、飯島町も取り組みを始めておるわけでありまして、ここにある企業ですとか製造業、こういったところも含めて、ちょっとまだまだ小さいところでありまして、非常に難しいんじゃないかなというふうな気がしております。

ただ、学生へのアプローチは、どうしても上伊那の市町村が連携して取り組んでいく、こういうことが有効ではないかというふうに思っておりますので、この取り組みに関しましては、村内企業への情報提供ですとか参加の呼びかけをしっかりとやってみたいというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、回答がありまして、上伊那単位、上伊那郡単位っていうか、広域連合単位では様々なこういった大学生たちに対しての情報発信がされておるというように確認したわけでありまして、また、そんな中では、村独自のそういった企業のツアー的なものは難しいというお話がありました。

ただ、やはり基本的には村にある企業、実は、昨年の中学生を対象にしましたキャリア教育フォーラム、私も参加をさせていただいたんですけども、あの折に、中川村で出ていただいた企業の皆さん方に対して非常に中学生の皆さん方が魅力を感じておるなあっていう、興味を持ってみんな聞き入っておったなあという感じをしておりまして、そんな部分の中では、やはり、ツアー的なものは無理としましても、中川村出身の学生に対しては、中川村としての企業の情報発信っていうものは、やはり家族を通じて結構でありますので、ぜひ進めてもらいたいというふうに思っておりますけれども、どうでしょうか。

○村 長 村内の企業、これは針ヶ平にある企業と申し上げたらよろしいんでしょうか。その企業さんは早くから村に進出をしてきた経過がありますけれども、企業の採用に当たっては、やはり地域の人たち、つまり上下伊那、村も含めてですけど、そういったところの地元の人を雇いたいということで、社長さんはちょうど替わられましたけれども、そういうずっと思いで採用を重ねていただいておりますし、企業の広告も出してきていただいておりますので、商工会やなんかも含めて、もうちょっとアピールする方法はないんだろうかっていうことは、やはり、もう最初からあきらめるのではなくて、やはりよく話をしていく必要があるかなあというふうには思います。

○1 番 (片桐 邦俊) ぜひ、今は、いわゆる商工業の部分のお話があったわけですが、この間のキャリア教育フォーラムについても、農業関係の法人の皆さん方も出ていただいて、非常にそういう部分も興味を持って聞いておったかなあというふうに思っておりますので、商工業だけでなく、そういった農業関係の法人も含めた中で、そういったいわゆる情報発信、こんなものをぜひお考えいただければなあということで、次の質問に移らせていただきたいと思いますというふうに思います。

いよいよ次年度から仮称の村交流センターが開設をされながら、業務が徐々に進んでいくという状況になってきているわけでありまして、まだまだ交流センターはスタート段階ということではあるわけでありまして、センター事業が本格稼働する

時期には多くの職員が必要になってくるというように思います。そのために、現在活動中の地域おこし協力隊員のほかに増員してはと考えるわけでありませけれども、このことにつきましては、午前中、3番、松澤議員の質問で地域おこし協力隊員を交流センター業務に充てることを考えているとの回答がありましたので、この質問に対しての回答は結構でございます。

ただ、やはり将来の村の働き手対策につなげるということ、また、それがひいては定住促進につながるというふうに思っておりますので、ぜひ、こういった県外からのIターンUターン、またJターンでもいいと思うんです。いわゆる、一旦出ておるけれども、またふるさと中川に戻ってきたいという方々も含めて、そういった方々へのアピールっていいですかPRをしながら、こういった協力隊員を増やしていくことをぜひお願いしておきたいというように思っております。

そういうことで、回答は結構でございますので、次の質問に移らせていただきたいと思ひます。

国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を進める中で、特に総務省で開催をいたしましたこれからの移住・交流施策の在り方に関する検討会において、移住したいいわゆる定住人口でもなく、観光にきた交流人口でもない、地域の人々と多様に関わる関係人口に着目した施策に取り組むことが重要であるという議論がされ、始まったばかりではありますけれども、国民が関係人口として地域と継続的なつながりを持つ機会、きっかけを提供する地方公共団体への支援が始まってきておるわけでありませ。将来の移住・定住に向けて、この関係人口、これは、関係人口というのは、いうなればファンってことだと思ひます。中川村のファンになっていただくということだと思ひしておりますけれども、関係人口の拡大も有効であるというように、交流人口等も必要でありますけど、この関係人口の拡大っていうものも有効であるというように感じをしております。

一例とすれば、都市住民との交流やふるさと納税、これはいわゆるこの地元出身者というような立場の人たちかなあと思ひしておりますけれども、そういった方々、あるいは、この地域とはまだ全く縁がない皆さん方も、中川村の情報発信によって、どこかでそういったきっかけ、継続的なきっかけを見つけながら継続的に交流ができる方々、そんな方々だというように関係人口を思ひしておるわけでありませが、こういった関係人口につきまして村はどのように考えておるのか、質問をしたいと思ひます。

○村長 中川村は、例えばホームページでとか、いろんなネットの情報を見て、ああ、これいいところだから、ちょっと興味を持ったなって訪れる人もいるかもしれないんですけど、それって非常に少ないだろうと。最近思ひるのは、非常に、今おっしゃったように、ファンというのも、ちょっと熱烈なファンというか、そういう方かなあ、方たちのことを関係人口っていうんじゃないかなあっていう気がしています。その方たちは、何らかのきっかけで、ここから出身の方もいるでしょう、それから、都会へ出ていって、その子弟というか、その子どもさんたちが中川村っていうものを親のルーツとして見て、興味を持ってここへ来て、それで、ああ、これいいところだなと思ひて、

それから交流が始まるばかりではなくて、こういう人たちを大事にするっていうのは、実は例がありませ、農家民宿をやっている方がいるんです。手作りでいろいろ、みそとかなんかを作っているらしいんですけど、それは、関係人口という熱心なファンの方が、もう定期的に誘って、そういういろんな皆さんを連れてきてくれるという例が1つあります。こういう意味で、本当、その人が移住するかどうかは別にして、移住や定住につながっていくかなりの部分での間口を非常にしっかりと広げてくれる、手を引っ張ってこっちへ連れてきて結びつけてくれるという、目を向けてくれる人であることは間違いのないだろうなあと思ひしておりますので、こういう方は大事にしていきたいなあというふうに思ひしております。

リンゴの木のオーナーもやっておりますし、今申し上げましたとおり農家民宿の体験、さらにファームサポートにつきませても、これは関係人口、ファームサポートに参加するサポーターの方も関係人口と捉えていいんじゃないかなあと思ひしております。そういうふうな方の中で移住に結びついた経過もある、ケースもあるわけでありませので、ぜひ、こういった皆さんの、さらに活動といいますか、大事にしたことをやっていきたいというふうに思ひしております。

○1番 (片桐 邦俊) 実は、この関係人口に関わる支援につきませは、総務省のほうでモデルとして下伊那郡の泰阜村が一応モデルということで紹介をしております。泰阜村につきませは、NPO法人等と協働いたしまして山村留学等の学びの事業を積極的に提供することを通じて再来訪者を促して関係人口をつくり始めておるということで、モデル的なものとして挙げられておりますので、こういった部分もまた少し勉強しながら、もし中川村としても検討いただければなあというように思ひている次第であります。ぜひ、中川村のファンづくり、こんな部分でぜひ検討を加えていただきたいなあというふうに思ひしております。

続ひての質問に入りたいと思ひます。2番目の質問として「天竜川南向地区堤防整備事業計画に伴う農地減少対応について」であります。

災害防止対策上から天竜川の南向地区堤防のかさ上げ整備の計画について、昨年11月に土地所有者、関係者への説明会が開催をされたわけでありませ。それに基づきませ本年2月より、もう既に始まっておるわけでありませけれども、測量作業が開始をされております。順調に進めば令和3年秋頃からの工事になるというお話を聞いておるわけでありませけれども、かさ上げは天の中川橋付近の堤防に合わせたかさ上げとなるために、のり面が広く必要になってくるということであるわけでありませ。そのために、場所によっては付近の水田が減少をすることになるわけでありませ、こうした事業に関連しての質問をさせていただきたいと存じます。

この堤防のかさ上げ事業でありますけれども、国土交通省の事業でありませ、村の建設水道課が窓口ということになっておりますけれども、今申し上げたとおり、付近には水田を中心に農地が点在をしておるわけでありませ、振興課との情報提供等が必要だというふうに感じておるわけでありませけれども、連携が取れているかどうか、まずお伺ひをしたいと思ひます。

○村 長 この堤防の改修工事については、国土交通省でずっと計画に持っていたものが着手をされるということでありまして、葛島の皆さんをはじめ、天竜川の左岸側に住んでいる方、耕地をお持ちの方、これは、かさ上げについては悲願、ずっと前からの願いであったなあというふうなことを思っておるわけでありまして。

天竜川の南向地区の堤防整備事業、今回のことをこういうふうに申し上げておきますけれども、これにつきましては国土交通省の中部地方整備局天竜川上流河川事務所の所管事業としていよいよ計画着手がされるということでありまして。

天竜川の堤防整備事業につきましては、建設水道課が計画段階から協議をしながら進めております。実施に当たりましては、当然、振興課といいますか、内側といいますか、堤防の内側は耕地が広がっておりますので、そういう意味では振興課も情報の共有を行いながら連携をして事業の今進捗を図っておるところでありまして、私どもから見えておりますと、もう、これは片方が先走るといことなく、共に同じ歩調で進めていくと、それぞれの役割は違っておりますけれども、それを認識した上で連絡を取り合いながら慎重に進めております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今お答えいただいたことで、ありがたいと思っておりますけれども、今後、特に水田政策とか、あるいは、例を挙げるならば多面的機能支払事業の根拠面積等に関わってくるということの中で、振興課の関わりが今後大きくなる、多くなるというように考えておりますので、ぜひ、しっかり関わっていただいて、お願いをしていきたいというように思っておるわけでごさいますけれども、測量作業がこれで終わりますと、用地取得交渉に入ると思うわけでありまして、本当に場所によっては水田が現状の面積の半分近くまで減少することが予想されるわけでありまして。これを機会に稲作をやめるという農家も出てくるのではないかとこのように懸念もされるわけでありまして、また、現在の水田作業、大型機械作業が多いわけでありまして、こういったことを考えると、今必要なのは、やはり、今も国のほうからも御指摘がありますけれども、農地の集積化が必要になってくるというように考えておる次第であります。今後、関係する水利組合でも総会等で検討がされていくのかなあというように感じしておりますけれども、用地交渉と併せて、農業委員会等と連携をする中で、土地所有者に対しまして今後どうしていくのかというように、該当する農地をどうしていくのかというように以降の取りまとめをしてはどうかというように考えておるわけでありまして、村としての考えをお伺いしたいと思います。

○村 長 昨年の11月に天竜川上流河川事務所主催で開催をされました南向地区堤防整備事業地元説明会の際に、堤防用地取得後の圃場に耕作機械がなかなか入りにくくて耕作ができない、馬入れの数を増やしてほしいなどの意見が出たというふうにお聞きをしております。農地の集積・流動化を図るということは、担い手への農地の集積を進めたり、あるいは現状でもできればもう少し広い面積でやりたいという、そういう農家の声だというふうに捉えますし、中には、この際、もう農業を考えようかなという方もいるかもしれません。とにかく、村としても、このことについては、集積については協力をしてまいります。地元の農業者の方からそのような声が上がった場合、当然

対応しなければならないと、そこで、これが振興課の出番だなあというふうに思っておるわけでありまして。しかしながら、農地の出し手や農地を担う担い手がいなければ、これは話が進みませんので、まずは人・農地プランの実質化、あの地域、北島のお話をされておるかと思えますけれども、あの地域の人・農地プランの具体化、こういったことについての話し合いを行っていただくことが必要だと思っております。したがって、要望があれば振興課のほうでも積極的に関わらせていただきたい、優先的に話し合いの機会を持ってまいりたいというふうに思っております。

○1 番 (片桐 邦俊) いずれにいたしましても、当面ここで測量、また令和3年秋頃から工事がスタートを切るのは、今、村長からお話があった北島地区、あるいはその下の天伯島地区あたりかなあというような感じをしておりますので、ぜひ、振興課の皆さん方のほうでも積極的に関わっていただくことをお願いしておきたいというように考えております。

そんな中で、農地集積をするに当たりましては、面積を拡大するために畦畔の除去や、また場合によっては農地整備等が必要になってくることも考えられるわけでありまして、そういった整備事業に対する補助につきまして質問したいと思っておりますけれども、これは、昨年、私、質問した経過がありますので再度ということになりますけれども、確認のためにお願いをしたいと思っておりますが、国等のたしか助成が、集積化に向けて助成があったかなあというように思っておりますけれども、こんなものを含めて今の村の考え方、村長からも、今、積極的にできるだけ関わっていくというお話ありましたけれども、ぜひ、そういう部分の中で補助関係につきまして質問させていただきたいと思っております。

○村 長 人・農地プランの話し合いをまずやっていただきたいということを申し上げました。これは、担い手に対しての集積を推進していく上で、推進を図る上での課題、問題を解決していく手段であります。その問題の1つとして、中の湿田、小区画等の耕作を行う上での条件整備というものは当然課題に上がってくると思っております。こういった課題を解消する上では、圃場整備ということが前提になるわけでありまして、例えば農地中間管理事業という事業がありますので、これによって重点実施地区に北島地区ですとか下の下流側のところが該当になれば、農地耕作条件改善事業などの有利な補助事業の活用など、受益者の負担を軽減するために国や県の補助事業を導入していきましようという検討が基本になってくると思っております。

しかしながら、話し合いを通じた集積・流動化を進めていく上でのネックになっている補助事業にももしかしたら該当しない、こういったような小規模な条件整備をしましようということになった場合は、これも村としては何らかの支援策を考えざるを得ないかなあというふうには私自身は今思っております。でないと、現状をあのまま——想像していただくと、現状をあのままの堤防が計画で十数m東側に来るということでありますから、北島地区の一番南の端のほうは非常に小さな区画の耕地しか残らなくなることがあります、真ん中に道路村道が走っておりますので。そういうことも含めて、村としては、できれば何らかの支援策について検討したいと、そういうふうにお

答えをさせていただきます。

○1 番 (片桐 邦俊) 村長から今お答えをいただきまして、ありがとうございます。

いずれにいたしましても、今後の水田維持を図るためには、できるだけ農家に負担がかからないようなことが必要だというように考えておりますので、ぜひ、小規模だった場合、人・農地プラン等を使いながら、いわゆる国の補助金を使わないような場合につきましても、ぜひ村のほうでの助成につきましても御検討いただければなというように考えますので、よろしく願い申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

3番としまして、3つ目の質問であります、消防団員の確保に向けてということで質問させていただきたいと思います。

村のほうでは、総代会を通じたり、また広報誌によりまして、現在、消防団員の募集を行っておるわけでありまして、消防団は、火災、災害に対しての初動対応など、大変重要な役割を担っておりまして、地域住民にとっても必要な組織となっております。

私も、実は何名かの住民の方にも御意見を頂いたわけでありまして、消防団員の確保は大丈夫かという声をかけられた経過があります。私は消防委員会の委員でもあるわけでありまして、少子高齢化、人口減少する中で、今後の消防団員確保に向けての村の考え方を質問したいというように思います。

現在の消防団員は、定数200名に対しまして、女性団員、また特別消防団員を含め約180名という状況であります。ここで定年によりまして退団する団員が、私、聞いておりますところ十数名いらっしゃると、中川村で十数名いらっしゃるといふことであるわけでありまして、現段階で、どうも、まだ正式ではありませんけれども、入団を希望する者は数名しかおらんと、数名って言うても本当に1～2名、私が聞いておる中では1～2名ぐらいじゃないかというようにございまして、非常に今後の消防団の存続というものが心配されるわけでありまして、次年度の団員数はどの程度を予想しておるのか、村のお考えを質問したいと思います。

○総務課長 まず、3月5日でありまして、分団の幹部に聴き取りを行っております。その結果であります、4月1日時点の見込みでありますけれども、一般団員が130人、女性団員が9人、特別消防団員が39人の計178名となる見込みでございます。一般団員は7人、女性団員は1名のそれぞれ減であります、特別消防団員は6名増ということでございます。一般団員の130人という人数は恐らく過去最少、特別消防団員の39人は過去最多となる見込みでございます。

団のほうでは、現在4月からの入団希望者の勧誘に当たっておりまして、各地区の総代さんにも御協力をいただいているところでありますが、年々いわゆる適齢期の人口が減少傾向でありまして、大変厳しい勧誘活動になっていると聞いております。

○1 番 (片桐 邦俊) そういう中で、今、回答いただきましたけれども、やはり若干で、特別消防団員は増えるわけでありまして、全体的には減少ということであるようでありまして、現在、消防団員の定年が36歳ということになっておるようでありまして、消防団員確保のためには定年延長も1つの案というように考えるわけ

であります。特別消防団員、今申し上げた特別消防団員の制度はあるんですけども、村としては定年延長についてどのように考えていらっしゃるか、質問したいと思っております。

○総務課長 まず、消防団員の定年が36歳というふうに言われておりますが、村の条例、規則には定年の記載はございませんで、村として定年を定めているというわけではございません。村の消防団の慣例として36歳を一区切りということで、一般団員としての活動に区切りをつけているものというふうにお聞きをしております。

今後の村の人口構成を考えますと、先ほども申し上げましたが、おおむね18歳から36歳までの一般団員の確保には大変厳しい状況が続くということが予想をされます。

村としましては、定年延長を含む消防団員の確保策につきまして消防委員会で協議させていただきたいというふうに考えておりますが、定年以外にも考える点が多いであろうというふうに思っております。

いずれにしましても、消防団と意見交換を行いながら進めてまいりたいと思います。

○1 番 (片桐 邦俊) 私も先ほど申したとおり消防委員会の委員の立場でありますので、ぜひ、そういった部分での村からの提案をいただきながら審議をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

次に、団員確保に向けて必要なのは、処遇と環境整備というように考えております。処遇につきましては、今3月議会の先週の本会議におきまして、新たな非常出勤手当等、改善案が審議され、可決をされたわけでありまして、ただ、環境面でありますけれども、実は、これは昨年消防団の中でいろいろと、訓練の在り方なり、そういう部分が検討されておるわけでありまして、このことはあまり行政がとやかく言うことではないという御意見も頂くわけでありまして、確認をしますと、消防団の中でも、まだまだ様々な意見がありまして、昨年度からあまりこの部分について検討が進んでいないのではないかと判断をしております。ぜひ、こういったことをやっぱり整理していくということが団員募集につながってくるんだろうというように私は考えておまして、そういうことが望ましいだろうというふうに思っております。村、消防委員会も連携をしていくということの中で、消防団としての総意取りまとめをぜひ今年しっかりといただくということを提案してはというように考えるわけでありまして、村長はどのように考えていらっしゃるか質問したいと思います。

○村 長 消防団の訓練につきましては、基本は消防団自身が決めていただいて、そのことをもって消防団、それぞれの部、こういう組織で実践をしてもらっているというふうな思いがあります。それに対して村はできる協力をすると、こういうスタンスでおることについてまず申し上げておきたいわけでありまして、

ただ、団員につきましては、有事の際に安全で速やかかつ的確な行動が取れるように、使命感を持って日々の訓練、活動に当たっていただいているものと思います。

最近、春の火災予防月間が始まっておりますので、そういう意味では、土日、消防自動車、夜走って啓発をしてくれております。こういったことにつきましては昔から変わらないと思うわけでありまして、時代と共に生活のスタイルが変化してお

りますし、昔どおりの訓練等の在り方では団員と御家族の負担が大きくなっているということは感じます。現に、昨年バンビーニでの懇談会を行いました。団長、本部長、一緒に行って、そこでいろいろ御家族の方の意見を聞いてきたわけでありませけれども、やはり非常に訓練を中心にして、家庭を何か、顧みないわけではないんですけど、夫がいない生活と申しますか、こういうことを強いられているという、そういう非常に大変な御意見も聞いております。ただ、訓練っていうのは、実際に一生懸命やって、それが、ラップでもそうですし、小型ポンプ操法、これもそうですけれども、目標のタイムの中で、あるいは規定の中でばっちりとはまるということがありますと、やはり、これは、またさらに上を目指したいと、こういうふうを考えるのが、やはり実際に訓練をしてやっていく者の――者っていうか、人間の性質と申しますか、そういうもんかなあというふうに思うわけでありませけれども、これが結果として御家族や周囲から行き過ぎだと思われるような状況があるんじゃないかということは申しますし、現にあるのかもしれない。そのことは十分心配しております。

いずれにしても、訓練の在り方につきましては、引き続き消防団内部で議論をしていただきたいと思っております。その上で必要があれば、消防委員会でも協議をいただくと、こういうものだと思います。やはり消防委員会も、もう、これは過去のものとして決して捉えているわけではなくて、委員長さん以下、やっぱり今の在り方について、やっぱり考えにやいかなあという思いは十分持っていらっしゃると思っておりますので、今日の御質問にありましたとおり、定員の確保も含めて、このまま、もしかしたらなかなか、消防団という活動が、やはり自分はとても両立ができないというふうに思っているがために、ボランティア活動で、崇高で、俺も思っても入れないということがあるとしたら、活動のスタイルはやはり考えていくことがないと維持につながらないのかもしれないというようなことは十分思っております。

○1 番 (片桐 邦俊) 私も、決して村や消防委員の立場からいろいろ消防団に対して強く言うつもりはないわけでありませけれども、今、村長からお話のあったとおり、やはり課題として残っておりまして、なかなかそれがまだ解決しておらんというふうに判断をしておりますので、最終的には消防団の方々の決定ということだというふうに思っておりますけれども、ぜひ、その中で、どうも下からの意見が吸い上げられていないというような話も聞くわけでありませるので、下からの意見も、下の団員、一般の団員からの意見を十分すくい上げていただく中で検討いただくよう、また村のほうも御協力いただくことをお願い申し上げまして、私の質問はこれで終わりにしたいと思います。

○議長 これで片桐邦俊議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。

お疲れさまでございました。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時12分 散会]